



船橋市

生活指南

船橋市



船橋市外国人総合相談 窓口

市内で生活する外国人の人や、身近な外国人住民の方に代わって相談をしたい日本人の方に対し、様々な疑問や相談を多言語で受け付けます。

「窓口」「電話」「メール」で相談ができますので、お気軽にご相談ください。

相談日時：月曜日から金曜日
午前9時～午後5時

※ただし、祝休日・年末年始
はお休みです

場所：市役所1階、11番窓口

相談電話：050-3101-3495

船橋市外国人综合咨询处

船桥市对于在市内生活的外国人及帮助身边的外国居民想进行咨询的日本人，以多种语言受理各种疑问和咨询。

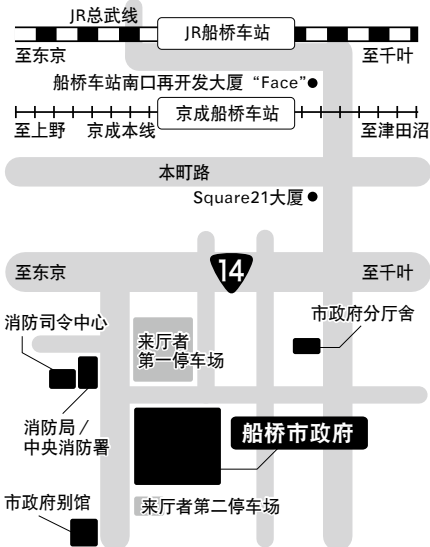
咨询可通过“窗口”、“电话”、“邮件”进行，请随时联络咨询。

咨询时间：星期一～五 上午 9:00～下午 5:00

※ 但节假日休息日、年末年初休息

地点： 市政府1楼、11号窗口

咨询电话： 050-3101-3495



前言

はじめに

船橋市位于日本首都东京和成田国际机场之间，市民人口已超过64万，如今已发展成为日本的代表性城市。市内有九条铁路和两条高速公路交汇通过，具备了生活和工作的理想条件。

船桥市自古以来地处城市交汇的交通要道，历史悠久，江户时代后期参拜成田不动尊的香客在此住宿而得以繁荣。船桥市气候温暖，内陆地区绿树丛荫，南部的东京湾拥有广阔的宝贵海涂“三番瀬”，是城市与自然和谐相处的宜居城市。为了维护市民的健康，市里还提供了各种各样的体育场所。同时还积极推进国际交流的活动。

船桥市，对于广大市民的意见和希望适时反映在市政上，为实现充满活力、不分老幼都能安居乐业的“生气勃勃、温馨友爱的城市·船桥”而努力。

这本生活指南，概括了船桥市所提供的各种行政服务和设施信息。内容编辑努力做到使外国的各位朋友感到简单明了。请充分利用。

船桥市政府
宣传课

船橋市は 東京と 成田国際
空港の あいだに あります
64万人が 住んでいます 今
では 日本を 代表する まち
になりました 船橋市には
9本の 鉄道と 2つの 高速
道路が 通っています 生活す
るのにも 仕事をするのにも
いいまちです

船橋市は 歴史がある まち
です わかから 大きな道路
が 集まる 交通の 大切な
場所でした 江戸時代は 成田
不動尊へ お参りに行く 人たちが
たくさん泊まっていました
気候は 暖かいです 東京湾
に「三番瀬」という干潟があり
ます 自然が たくさんあって
暮らしやすいです 市民の健
康のために スポーツをする場
所もいろいろ あります そし
て 他国と 交流も たくさ
んしています

船橋市は 市民のみなさんか
ら 意見を 聞いて 安心して
暮らすことができるまちを
めざしています

この便利帳には 外国人のみ
なさんが 必要な いろいろ
な 情報が 書いてあります
ぜひ使ってください

船橋市役所 広報課

目次

4

市政府等 市役所等

船桥市政府 / 办事处、联络处 / 船桥车站南口“Face 大厦”5 楼的公共设施

6

紧急时刻 緊急の際に

紧急电话 / 因犯罪、事故报警拨110 / 被盗 / 交通事故 / 因火灾、急病叫救火车、救护车拨119 / 救护车 / 火灾 / **对灾害的准备** / 地震篇 / 海啸・风灾水害篇

18

在市政府登记 市役所で登録

居民登记 / 新入境的人士 / 从其他市区町村迁入的人士 / 迁居的人士 / 迁出的人士 / 在留卡和特别永住者证明书的再交付申请 / 在留卡或特别永住者证明书的返还 / **外国人登记证明书的更换** / 外国人登记证明书更换为特别永住者证明书 / 证明书的出具 / **印章登记** / 印章登记证 / 印章登记证明 / **个人编号通知书** / 个人编号卡 / 个人编号卡的住址或姓名发生变更时

24

国民健康保险、国民年金、看护保险 国民健康保険・国民年金・介護保険

加入国民健康保险 / 这种情况应申报 / 保险费 / **国民健康保险给付范围** / 退还医疗费 / 高额医疗费补助 / 分娩育儿一次性补贴 / 葬礼费补助 / 遭遇交通事故等时 / **国民年金** / 退出年金一次性补偿金 / **看护保险** / 看护保险的加入 / 保险费 / 可利用看护服务的人

30

税 税金

税金的种类和缴纳 / 市税 / 纳税方法 / 户头转帐纳税 / 出国时的注意事项 / 请在缴纳期限内缴纳 / 纳税的延缓制度 / 市民税、县民税的课税证明书、纳税证明书

34

医疗和福利 医療と福祉

接受诊疗 / 夜间、节假日门诊 / 节假日生急病与受伤时 / 夜间生急病与受伤时 / 节假日急性牙疼等时 / 医疗机构信息提供服务 / 多语言医疗问诊票网站 / 特定非营利活动法人 AMDA 国际医疗信息中心 / **接受健康检查・检诊** / 特定健康检查、特定保健指导 / 后期高龄者健康检查 / 各类检查 / **保健中心** / 育儿家庭综合支援中心“Funakoko” / 儿童发育支援中心 / **残疾人支援**

41

分娩与育儿 出産と子育て

申报 / 妊娠申报 / 出生登记 / 产妇健康诊查 / 新生儿听觉筛查 / 住宿型产后护理 / **婴幼儿体检** / 4 个月幼儿健康咨询 / 婴儿一般体检 / 1 岁 6 个月幼儿・3 岁幼

儿童的健康体检 / 孕妇常规健康检查 / 孕妇牙科健康检查 / **预防接种** / **各种补助** · **补贴事业** / 儿童医疗费补助 / 儿童补助 · 单亲家庭的补贴及资助 / **设施** / 育儿支援中心 / 保育园 / 幼儿园 / 儿童之家 / **学校教育** / 放学后教室 / 船之子教室(放学后儿童教室)

50

日常生活 日常生活

垃圾分类 / 可燃垃圾、不可燃垃圾、资源垃圾 · PET 塑料瓶、有价值物、大件垃圾的分类表 / 智能手机用垃圾分类 APP / **垃圾的倒出方法** / 可燃垃圾 / 不燃垃圾 / 资源垃圾 · 塑料瓶 / 有价值物 / 大件垃圾 / 家电再利用 / 使用完毕的小型家电产品 / 电脑再利用 / 本市不予收集的物品 / **车站周围禁止停放自行车** · **电动自行车** / 自行车停车场 / 骑自行车时 / **居住** / 市营住宅 / 县营住宅 / **其他**

59

公共设施 公共施設

文化设施 / 图书馆 / 市立图书馆 / 乡土资料馆 / 气象仪馆 / 飞之台遗迹公园博物馆 / **体育设施** / 游泳池使用费 / **社区设施** / 市民文化礼堂 / 市民文化创造馆 (Kirara Hall) / 勤劳市民中心 / 三山市民中心 / 青少年会馆 / 公民馆 / 男女共同参与中心 / **公园** / 船桥安徒生公园 / 船桥三番濑海滨公园 / 船桥三番濑环境学习馆 / 青少年露营地

69

面向居住在船桥的外国人咨询窗口 船橋に住む外国人のための相談窓口

贴心热线 / 千叶县外国人咨询 / 千叶国际会议办事处免费法律咨询 / 千叶县警察本部咨询支援处 / 东京出入境在留管理局 · 千叶办事处 / 国际邮递介绍服务 / JR East Infoline = JR 信息 / 东京入国管理局外国人居留综合交流中心 / 船桥 HELLOWORK (船桥公共职业介绍所) / 县自来水客户中心 / 外国人在留支援中心

72

国际交流 国際交流

73

主要大使馆的电话号码 主な大使館の電話番号

注：除在本文中记载的电话号码处或市政府窗口标有可使用的外语以外，原则上由日语对应。

市外局号为 047

刊载的电话号码的市外局号，特别是未写明者均为 047。但是，有的地区有时如没有市外局号即不能接通，届时，请务必先拨 047，再拨打具体号码。

市政府等

市役所等

船橋市役所

湊町 2-10-25

電話：047-436-2111

市役所や出張所の窓口は土曜、日曜、祝日、休日、年末年始が休みです。

出張所・連絡所

市内には7つの出張所、5つの連絡所があり、皆さんの身近な窓口として印鑑登録証明書や住民票の交付などの事務を取り扱っています。

船橋市政府

湊町 2-10-25

电话：047-436-2111

市政府和办事处办事部门星期六、星期日、节日、假日、年底年初休息。

办事处、联络处

市内有7个办事处和5个联络处，这些部门作为离各位市民最近的市政府办事机构，经办印章登记证明和住民票等的交付事务。

出張所一覧・連絡所

办事处、联络处一覧

名称	地址	电话
二宮办事处	滝台 1-1-20	047-464-1811
芝山办事处	芝山 3-10-8	047-463-2561
高根台办事处	高根台 1-2-5	047-465-4331
习志野台办事处	习志野台 2-45-18	047-466-2811
丰富办事处	丰富町 4	047-457-2003
二和办事处	二和东 5-26-1	047-447-4507
西船桥办事处	西船 4-17-3	047-433-4321
法典联络处	藤原 5-9-10	047-438-6262
三山联络处	三山 8-19-1	047-475-8300
小室联络处	小室町 3308	047-457-5146
津田沼联络处	前原西 2-21-21	047-471-1151
本中山联络处	本中山 3-20-2	047-336-5481

JR 船桥车站南口“Face 大厦”5 楼的公共设施

・ 船桥车站前综合窗口中心

除办理住所变动和交付证明书外，还包括国民健康保险、国民年金、税金、各种福利窗口业务。

营业时间：星期一～星期五上午 9:00～下午 8:00、每月第 2、4 个星期六与其次日
星期日上午 9:00～下午 5:00

※ 平日下午 5:00 以后及星期六、日不办理海外迁入等部分业务。

※ 因应对天灾・传染病，设施检修等原因，可能会缩短受理时间，设置临时休息日的情况。届时将通过主页和宣传报等方式通知，敬请理解。

电话：047-423-3411

・ 消费生活中心

受理消费生活纠纷等咨询。

受理时间：上午 9:00～下午 4:00

电话：047-423-3006

- ・ 除此之外，还有市民活动支援中心、市民文化创造馆“Kirara”、职业咨询处等设施。

JR 船桥駅南口「フェイスビル」5 階の公共设施

- ・ 船桥駅前総合窓口センター住所の異動や証明書の交付のほか、国民健康保険、国民年金、税金、各種福祉窓口業務を行っています。

業務時間：月～金曜日の午前 9 時～午後 8 時、第 2・4 土曜日とその翌日の日曜日の午前 9 時～午後 5 時

※ 平日の午後 5 時以降および土・日は海外からの転入など一部の業務は行っていません

※ 天災・感染症対応、施設点検等の理由で、受付時間を縮小し、臨時休業日を設ける場合があります。その際は、ホームページや広報等でお知らせいたしますのでご了承ください

電話：047-423-3411

- ・ 消费生活センター

消费生活のトラブルの相談などを行っています。

受付時間：午前 9 時～午後 4 時

電話：047-423-3006

- ・ このほか、市民活動サポートセンター、市民文化創造館「きらら」、職業相談などがあります。

紧急时刻

紧急の際に

緊急電話

緊急電話は、局番なしの110番（警察署）と119番（消防署）で、無料です。いずれも全国どこでも24時間体制で受け付けています。公衆電話や携帯電話からも通報できますが、携帯電話の場合は、折り返し確認の電話をすることがありますので、通報後しばらくは電源をさらないでください。

犯罪、事故で警察…110番

電話で警察に通報するときは、局番なしの110番にかけます。係官とのやりとりは次のような順序になります。

- ① 係官＝何がありましたか
返事＝事故です 盗難です
- ② 係官＝場所はどこですか
返事＝△市△△町△△△番地です
- ③ 係官＝あなたの名前と住所は
- ④ 係官＝使用の電話番号は

けが人がいる場合は、警察に通報すれば救急車の手配もしてくれます。

緊急电话

紧急电话是无局号的110（警察署）和119（消防署），拨号免费。这两个电话在全国各地均以24小时体制全天受理。用公共电话和手机也可通话，用手机时，会有确认电话拨回，请在通报后不要立即关机。

因犯罪、事故报警拨……110

打电话报警时，拨无局号的110。与警察的通话顺序如下。

- ① 警官＝なにがありましたか
（＝发生了什么情况？）
回答＝じこです（＝事故）とうなんです（＝被盗）
- ② 警官＝ばしょはどこですか
（＝什么地方？）
回答＝△
（＝是△△市△△町△△△番地）
- ③ 警官＝あなたのなまえとじゅうしょは
（＝请问你的姓名和住址）
- ④ 警官＝しょうのてんわばんごうは
（＝使用的电话号码是多少？）

有人受伤时，只要报警，警察即可安排救护车。

被盗

家中无人而被盗时,应立即报警。银行存折、信用卡等被盗时,还需要通知银行或信用卡发行公司。

交通事故

如遇交通事故,即使是小事故,也应报警。届时,如有人受伤,还应叫救护车。即使看起来没有受伤或轻伤,有时也会造成后遗症等问题,所以如身体碰撞或受伤时,务必上医院,请医生诊断。

对事故相关人员,①需要确认汽车牌照;②让其出示驾驶执照,确认执照号码、住址、姓名、年龄;③确认保险公司和保险号码;④如有目击者,也请询问其姓名和住址。

因火灾、急病叫救火车、救护车拨……119

向消防署通报,电话拨无局号的119。消防署备有救火车和救护车,打电话时,应说明如下内容。

- ① かじです (=是火灾)、
きゅうきゅうです (=是救护)
- ② 什么地点
- ③ 自己的姓名
- ④ 告知使用的电话号码。

向119通报地点时,说明附近的标志性建筑等,以便警察和消防队可以迅速到达事故地点。

119可通过口译中心24小时受理外语报警。

盗難

留守中に泥棒が入ったり、物を盗まれたときには、すぐに警察に連絡しましょう。預金通帳、クレジットカードなどを盗まれたときは、銀行やカードの発行会社にも届け出が必要です。

交通事故

交通事故にあつたら、どんな小さな事故でも警察に届けます。その際、けが人がいたら救急車の手配もします。見た目にけがが無かったり、小さな傷でも、後遺症などが出る場合がありますので、身体を打ったりけがをしたら必ず病院に行き、医師の診断を受けましょう。

事故の相手に対しては、①車のナンバープレートを確認する②免許証を見せてもらい、免許証番号、住所、氏名、年齢を確認する③保険会社と保険証の番号を確認する④目撃者がいる場合は、その方の氏名や住所も聞いておきましょう。

火事、病気で消防車、救急車 …119番

消防署への通報は局番なしの119番です。消防署には消防車と救急車の両方がありますので、電話をする際は①まず火事か、救急か②場所はどこか③自分の氏名④使用している電話番号を伝えます。

119番通報で場所を伝える時に、近くの目印となる建物などを言うとうまく到着できます。

119番では、通訳センターを介して、24時間外国語でも通報できます。

救急車

呼吸をしていない、呼吸が苦しい、胸が痛い、突然の激しい頭痛、手足の動きが急に悪くなった、このような症状を認めた時は直ちに救急車を呼びましょう。

緊急性のない風邪等の症状では、救急車の要請を控え、公共交通機関を利用して病院に行きましょう。

火事

火事が発生したら、すぐに消防署に通報する一方、バケツ、消火器、濡れタオルなどで初期消火に取り掛かるとともに、近所に大声で協力を求めましょう。またビルなどの建物で火災から避難する際は、煙に巻かれて倒れる場合が多いので、姿勢を低くし、濡れたハンカチなどを口に当て、煙を吸わないようにして避難します。

救護車

无呼吸、呼吸困難、胸痛、突发激烈的头痛、手脚突然活动障碍，如出现以上症状时请立即叫救护车。

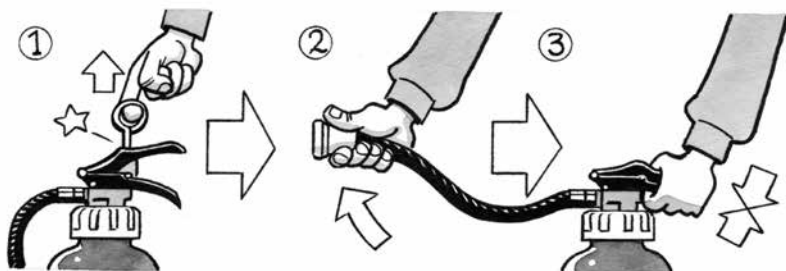
非紧急的感冒症状等请不要叫救护车，而是乘坐公共交通前往医院就诊。

火灾

火灾一旦发生，应立即向消防署通报，同时用水桶、灭火器、湿毛巾等着手初期灭火，并向邻居大声呼救。因火灾从楼房等建筑物避难时，经常发生被烟熏昏倒的情况，为了避免吸进烟，届时应弯下腰以低姿势避难，并用弄湿的手绢等捂住嘴，避免吸入烟雾。

灭火器使用方法

消火器の使い方



- ① 拔掉安全销
- ① 安全ピンを抜く

- ② 软管对准火
- ② ホースを火の方へ向ける

- ③ 握紧手柄
- ③ レバーを握る

对灾害的准备

地震篇

如果遇到地震

- ① 确认自家是否安全, 危险时前往避难场所 (临时、广域避难场所)
- ② 在危险消除, 自家周围没事后再回家
- ③ 自家房屋被烧毁或倒塌时, 请前往避难所

如果在家中

- ・ 躲在桌子下面, 保护身体和头部。
- ・ 打开门窗, 确保避难路线。
- ・ 确认火源, 熄灭炉火等。

如果在商业中心

- ・ 保护头部, 移动至可避免跌落、跌倒危险的
地方。
- ・ 不要恐慌, 冷静地听从店员的指示。

如果在路上

- ・ 不要停留在原地, 请保护头部后移动至空地
或公园。
- ・ 注意即将倒下的电线杆和垂下的电线。

准备紧急情况下的携带物品

紧急时期携带商品

- ・ 贵重物品・急救药品・药品手册・衣服・应
急食品・水・便携式收音机・口罩・消毒液・
体温计・手电筒・移动电池等

需要准备 7 天以上可自给自足地物品。

- ・ 粮食・燃料・饮水 (每人每天大致 3 升)・婴
幼儿用品等

灾害への備え

地震編

地震に遭遇したら

- ① 自宅が安全か確認し、危険な場
合は避難場所 (一時・広域避難
場所) へ
- ② 危険が去り、自宅周辺も無事な
場合は自宅へ
- ③ 自宅焼失・倒壊の場合は避難所
へ

家の中にいたら

- ・ テーブル等の下に隠れ、身を守る。
頭を保護する。
- ・ 扉や窓を開け、避難路を確保する。
- ・ コンロの火を消すなど、火の元
を確認する。

商業施設にいたら

- ・ 頭を保護し、落下・転倒の危険
を避けられる場所へ移動する。
- ・ パニックにならないよう、落ち
着いて店員の指示に従う。

路上にいたら

- ・ その場に立ち止まらず、頭を保
護して空き地や公園に移動する。
- ・ 倒れそうな電柱や垂れ下がった
電線に注意する。

非常時の持ち出し品の準備を

非常時持出品

- ・ 貴重品 ・ 救急医薬品 ・ お薬
手帳 ・ 衣類 ・ 非常食 ・ 水 ・
携帯ラジオ ・ マスク ・ 消毒液 ・
体温計 ・ 懐中電灯 ・ モバイル
バッテリーなど

7 日以上を自足で過ごせるよう準備
が必要です。

- ・ 食糧 ・ 燃料 ・ 飲料水 (1 人 1
日 3 ℓ が目安) ・ 乳幼児用品など

津波・風水害編
避難に対する基本的な考え

「警戒レベル」で行動が変わり
ます。

水害・土砂災害時に逃げ遅れによる被害を防ぐため、市が発令する避難情報等の緊急性や、とるべき行動がすぐに分かるよう、5段階の「警戒レベル」を用います。危険を感じたら早めに避難するなど、自分を守る行動をとりましょ
う。

海嘯・風災水害篇
关于避难的基本思路

根据“警戒级别”改变行动。

为了防止发生水灾・土砂灾害时因来不及逃离而造成损失，市内采用5个等级的“警戒级别”，让人们能够马上知道市内发布的避难信息紧急性以及应该采取的行动。如果感到危险，请尽早撤离，采取保护自己的行动。

警戒级别	避难信息等	应采取的行动
5（市发布） 警戒级别5的相关信息 （气象厅等发布表）	紧急安全确保 大雨特别警报、泛滥发生 信息等	・采取保护生命的最佳行 动 ・已是灾难发生后的情况
4（市发布） 警戒级别4的相关信息 （气象厅等发布表）	避难指示 土砂灾害警戒信息、泛滥 危险信息等	所有人员撤离危险场所 前往安全的地方避难
3（市发布） 警戒级别3的相关信息 （气象厅等发布表）	高龄者等避难 大雨警报、洪水警报等	高龄者等远离危险场所进 行避难 避难需要花时间的人进行 避难
2（气象厅发布表）	洪水注意报、大雨注意报 等	确认避难行动
1（气象厅发布表）	早期注意信息	做好应对灾害的思想准备

采取优先保护生命的行动

① 水平避难（撤离避难）

除了避难所以外，请到朋友家等安全的地方避难。

※ 在以下情况时请注意

- ・ 夜间或突然降雨的时候
- ・ 浸水没过膝盖的时候
- ・ 浸水的水流较快或者有跌落危险的时候

② 垂直避难（确保室内安全）

确保自家安全的人在家中时请到最安全的位置避难。同时，请考虑到不会被浸水倒塌的附近建筑物顶层临时避难。

在海啸中保护生命

- ・ 发布大海啸警报、海啸警报→前往高台、较高的建筑物等安全地方避难→海啸会反复袭来，在警报・注意报解除之前绝对不要靠近海岸。
- ・ 发布了海啸注意报→在海岸附近的人请立即离开海岸，前往陆上安全的地方→海啸会反复袭来，在警报・注意报解除之前绝对不要靠近海岸。

临时・广域避难场所

“临时避难场所”是为了回避灾害时的危险而进行临时避难的场所。

“广域避难场所”是在地震等引起的大范围蔓延火灾导致整个地区发生危险时进行避难的场所。

命を守る行動を最優先に

① 水平避难（立ち退き避难）

避难所以外にも、友人宅など安全な場所へ避難してください。

※ 次のような場合には注意してください

- ・ 夜間や急激な降雨のとき
- ・ 膝上まで浸水しているとき
- ・ 浸水の水の流れが速いときや転落のおそれがあるとき

② 垂直避难（屋内安全確保）

自宅の安全が確保された人は自宅の中でより安全な場所に避難します。また、浸水による倒塌の危険がない近隣建物の上階に一時避難することも検討してください。

津波から命を守るために

- ・ 大津波警報、津波警報が発令された→高台や高い建物など安全な場所に避難→津波は繰り返してくるので、警報・注意報が解除されるまでは絶対に海岸に近づかない
- ・ 津波注意報が発表された→海岸付近にいる人はすぐに海岸から離れ、陸上の安全な場所へ→津波は繰り返してくるので、警報・注意報が解除されるまでは絶対に海岸に近づかない

一時・広域避難場所

「一時避難場所」は、災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所となります。

「広域避難場所」は、地震などによる広域延焼火災で地域全体が危険な場合に避難する場所となります。

避難場所ではテント等を持

ち込んでの避難所生活を行わず、あくまで発災初期に避難するスペースとなります。

宿泊可能避難所

「宿泊可能避難所」は、被災者の住宅に対する危険が予想される場合や住宅の損壊により生活の場が失われた場合に、一時的な生活の場となるものです。また、各学校の校庭については一時避難場所としての役割もあります。

※ すべての避難施設で住所による避難場所の指定はしておりませんので、どこに避難していただいても構いません。また、近隣市の避難施設に避難していただいても構いません

避難場所不用携帯帐篷等进行避难所生活，而是在灾害发生初期进行避难的空间。

可住宿的避难所

“可住宿避难所”是在预测到受灾者住宅存在危险，或因住宅损毁而失去生活场所的情况下临时生活的场所。各学校的校园也可作为临时避难场所使用。

※ 所有避难设施都没有根据住址指定避难场所，因此可前往任何一个避难所，也可以前往附近城市的避难设施避难。

指定设施名称	所在地	临时避难场所	广域避难场所	可住宿的避难所
市场小学	市场 1-5-1	●		●
大穴小学	大穴南 2-7-1	●		●
大穴北小学	大穴北 1-7-1	●		●
小栗原小学	本中山 3-16-12	●		●
海神小学	海神 2-6-5	●		●
海神南小学	海神町南 1-1510	●		●
葛饰小学	印内 1-2-1	●		●
金杉小学	金杉 8-10-1	●		●
金杉台小学	金杉台 2-1-7	●		●
行田西小学	行田 3-4-1	●		●
行田东小学	行田 2-4-1	●		●
古和釜小学	松丘 3-42-1	●		●

指定设施名称	所在地	临时避难场所	广域避难场所	可住宿的避难所
小室小学	小室町 899	●		●
咲丘小学	咲丘 1-22-1	●		●
芝山西小学	芝山 2-4-1	●		●
芝山东小学	芝山 3-19-1	●		●
高乡小学	西习志野 1-47-1	●		●
高根小学	高根町 2895	●		●
高根台第三小学	高根台 1-4-1	●		●
高根台第二小学	高根台 5-2-1	●		●
高根东小学	新高根 1-7-1	●		●
田喜野井小学	田喜野井 4-33-1	●		●
冢田小学	前贝冢町 600	●		●
冢田南小学	行田 1-50-1	●		●
坪井小学	坪井町 747-1	●		●
丰富小学	丰富町 1	●		●
中野木小学	中野木 2-19-1	●		●
夏见台小学	夏见台 2-12-1	●		●
七林小学	七林町 115-13	●		●
习志野台第一小学	习志野台 2-51-1	●		●
习志野台第二小学	习志野台 5-43-1	●		●
西海神小学	海神 5-19-36	●		●
二宫小学	前原东 5-9-3	●		●
饭山满小学	饭山满町 3-1394-3	●		●
饭山满南小学	饭山满町 1-954-4	●		●
二和小学	二和东 1-9-11	●		●
船桥小学	本町 4-17-20	●		●
法典小学	藤原 5-2-1	●		●
法典西小学	上山町 1-111-5	●		●
法典东小学	丸山 5-25-1	●		●
前原小学	前原西 2-28-1	●		●

指定设施名称	所在地	临时避难场所	广域避难场所	可住宿的避难所
丸山小学	丸山 4-43-1	●		●
三联小学	二和东 5-39-1	●		●
湊町小学	湊町 1-16-5	●		●
南本町小学	栄町 1-7-1	●		●
峰台小学	宫本 6-33-1	●		●
三山小学	三山 2-42-1	●		●
三山东小学	三山 6-32-1	●		●
宫本小学	宫本 7-10-1	●		●
八木谷小学	八木谷 2-3-1	●		●
八木谷北小学	八木谷 4-13-1	●		●
药圆台小学	药圆台 4-5-1	●		●
药圆台南小学	药圆台 2-18-1	●		●
八荣小学	夏见 5-27-1	●		●
若松小学	若松 3-2-4	●		●
旭中学	旭町 2-23-1	●		●
大穴中学	大穴南 3-19-2	●		●
御滝中学	金杉 6-5-1	●		●
海神中学	海神 4-27-1	●		●
葛饰中学	印内 1-5-1	●		●
金杉台中学	金杉台 1-2-18	●		●
行田中学	行田 3-6-1	●		●
小室中学	小室町 898	●		●
古和釜中学	松丘 3-69-1	●		●
芝山中学	芝山 1-40-11	●		●
高根台中学	高根台 3-3-1	●		●
高根中学	新高根 1-17-2	●		●
坪井中学	坪井东 1-24-1	●		●
丰富中学	丰富町 12	●		●

指定设施名称	所在地	临时避难场所	广域避难场所	可住宿的避难所
七林中学	七林町 130	●		●
习志野台中学	习志野台 6-23-1	●		●
二宫中学	滝台 1-2-1	●		●
饭山满中学	饭山满町 1-946-1	●		●
船桥中学	夏见 2-11-1	●		●
法田中学	藤原 7-46-1	●		●
前原中学	中野木 2-33-1	●		●
三田中学	田喜野井 2-24-1	●		●
湊中学	日之出 1-1-2	●		●
三山中学	三山 6-26-1	●		●
宫本中学	东船桥 7-8-1	●		●
八木谷中学	八木谷 2-9-1	●		●
若松中学	若松 3-2-3	●		●
市立船桥高中	市场 4-5-1	●		●
县立船桥高中	东船桥 6-1-1	●		●
县立药园台高中	药圆台 5-34-1	●		●
县立船桥东高中	芝山 2-13-1	●		●
县立船桥启明高中	旭町 333	●		●
县立船桥芝山高中	芝山 7-39-1	●		●
县立船桥二和高中	二和西 1-3-1	●		●
县立船桥古和釜高中	古和釜町 586	●		●
县立船桥法典高中	藤原 4-1-1	●		●
县立船桥北高中	神保町 133-1	●		●
东叶高中	饭山满町 2-665-1	●		●
东邦大学	三山 2-2-1	●		●
日本大学生产工学部	习志野市泉町 1-2-1	●		
日本大学理工学部	习志野台 7-24-1	●		●
船桥特别支援学校高根台校舍	高根台 2-1-1	●		●

指定设施名称	所在地	临时避难场所	广域避难场所	可住宿的避难所
天沼弁天池公园	本町 7-16	●		
NTT 船桥运动场	饭山满町 2-622	●		
高根木户近邻公园	高根台 5-3-1	●		
夏见台近邻公园	夏见台 2-13	●		
西船近邻公园	西船 1-25	●		
船桥赛马场正面停车场	若松 1-2-1	●		
船桥大神宫	宫本 5-2-1	●		
运动公园	夏见台 6-4-1		●	
御滝公园	金杉 6-26		●	
北习志野近邻公园	习志野台 3-4-1		●	
县民之森	大神保町 586-2		●	
县立行田公园	行田 2-5-1		●	
坪井近邻公园	坪井町 1371		●	
法典公园	藤原 5-9-10		●	
药圆台公园	药圆台 4-25-19		●	
大穴近邻公园	大穴南 4-674-1		●	
地方批发市场	市场 1-8-1		●	
中山赛马场	古作 1-1-1		●	
陆上自卫队习志野演习地	习志野 3-1		●	
高濑町街区运动广场	高濑町 56		●	
海老作公民馆	大穴南 3-19-1			●
海神公民馆	海神 6-3-36			●
葛饰公民馆	西船 3-6-25-201			●
小室公民馆	小室町 3308			●
新高根公民馆	新高根 1-12-9			●
西部公民馆	本中山 1-6-6			●
高根公民馆	高根町 2885-3			●
高根台公民馆	高根台 1-2-5			●
中央公民馆	本町 2-2-5			●

指定设施名称	所在地	临时避难场所	广域避难场所	可住宿的避难所
冢田公民馆	前贝冢町 601-1			●
坪井公民馆	坪井町 1371			●
东部公民馆	前原西 2-21-21			●
夏见公民馆	夏见 2-29-1			●
习志野台公民馆	习志野台 5-1-1			●
饭山满公民馆	饭山满町 1-950-3			●
滨町公民馆	滨町 2-1-15			●
二和公民馆	二和东 5-26-1			●
法典公民馆	藤原 7-33-7			●
北部公民馆	丰富町 4			●
松丘公民馆	松丘 4-32-2			●
丸山公民馆	丸山 5-19-6			●
三咲公民馆	三咲 3-5-10			●
三田公民馆	田喜野井 2-24-2			●
宫本公民馆	宫本 6-18-1			●
八木谷公民馆	八木谷 2-14-6			●
药圆台公民馆	药圆台 5-18-1			●
勤劳市民中心	本町 4-19-6			●
青少年中心	本町 1-23-7			●
青少年会馆	若松 3-3-4			●
综合体育馆（船桥 Arena）	习志野台 7-5-1	●		●
武道中心	市场 1-3-1			●
三山市民中心	三山 8-19-1			●

在市政府登記

市役所で登録

住民登録

住民票は居住証明であり、在留カードおよび特別永住者証明書は日本に在留される方の身分証明書といえるものです。

外国人住民の方の利便性の向上や、日本での円滑な生活を営むために在留カードまたは特別永住者証明書をお持ちの方は必ず住民登録をしてください。

届出方法や申請書類、受付時間については、戸籍住民課（電話：047-436-2270）へお問い合わせください。なお、世帯主との続柄を証する文書および訳文が必要となることがあります。

新たに入国された方

新たに入国された方は、船橋市に住所を定めた後14日以内に入国時に空港などで交付された在留カードや旅券を持参し、転入の届出を行ってください。

他の市区町村から転入された方

他の市区町村から転入された方は船橋市に住所を定めた後14日以内に前市区町村より発行された転出証明書と在留カードまたは特別永住者証明書、マイナンバーカードを持参し、転入の届出を行ってください。

居民登記

住民票为居住证明，在留卡及特别永住者证明书是外国人士在日本逗留的身分证明书。

为了提高外国居民的生活便利性，使其在日本顺利地生活，请持有在留卡或特别永住者证明书的人士务必进行居民登记。

关于申请方法、申请资料和受理时间，请向户籍住民课（电话：047-436-2270）咨询，还可能需提供与户主关系的证明资料及译文。

新入境的人士

新入境的人士在船桥市确定住所后，请在14日以内持入境时在机场获得的在留卡和护照等资料到市府办理迁入申报。

从其他市区町村迁入的人士

从其他市区町村迁入的人士在船桥市确定住所后，请在14日以内持前市区町村出具的迁出证明书和在留卡或特别永住者证明书、个人编号卡到市府办理迁入申报。

迁居的人士

在船桥市内变更住所的人士，请在确定住所后的 14 日以内；携在留卡或特别永住者证明书、个人编号卡到市府办理迁居申报。

迁出的人士

迁出至其他市区町村的人士，请在确定新住所的前后 14 日以内；持在留卡或特别永住者证明书到市府办理迁居申报。

在留卡和特别永住者证明书的再交付申请

所持的特别永住者证明书遗失等时，请向最近的警察署报告，同时在发现遗失的 14 日以内至市政府或船桥站前综合窗口中心办理再交付手续。

可能还需提供所持证明书丢失的证明资料（由警察出具的遗失申报证明书、失窃申报证明书等）。

同样的，在留卡遗失时，请至东京出入境在留管理局（总局及千叶办事处）办理再交付手续。

详情请向居住地管辖的东京出入境在留管理局（总局及千叶办事处）咨询。

転居された方

船橋市内で住所変更された方は、住所を定めた後 14 日以内に在留カードまたは特別永住者証明書、マイナンバーカードを持参し、転居の届出を行ってください。

転出される方

他の市区町村へ転出される方は、新たな住所を定める前後 14 日以内に在留カードまたは特別永住者証明書を持参し、転出の届出を行ってください。

在留カードや特別永住者証明書の再交付申請

所持していた特別永住者証明書を紛失等した場合は、最寄りの警察署に届け出るとともに事実に気づいてから 14 日以内に市役所または船橋駅前総合窓口センターにて再交付の手続きをしてください。

所持を失ったことを証する資料（警察で発行される遺失届出証明書、盗難届出証明書など）を提出していただく場合がございます。

同じく在留カードを紛失した場合は、東京出入国在留管理局（本局および千葉出張所）にて再交付の手続きをしてください。

詳しくは、居住地を管轄する東京出入国在留管理局（本局および千葉出張所）へお問い合わせください。

在留カードまたは特別永住者証明書の返納

在留カードまたは特別永住者証明書を所持している方が帰化されたり、亡くなられた場合は、その日から14日以内に居住地を管轄する東京出入国在留管理局（本局および千葉出張所）に直接返納していただくか東京出入国在留管理局おだいば分室へ郵送により返納していただきます。

中長期在留者の方が有効期間の満了や再入国許可を受けて出国したにも関わらず期間内に再入国しなかった場合も同様です。

外国人登録証明書の切替

外国人登録証明書から特別永住者証明書への切替

特別永住者の方が所持する外国人登録証明書は、一定の期間、特別永住者証明書とみなされます。

みなされる期間は、旧外国人登録法に基づく次回確認（切替）申請期間の始期である誕生日までとなります。平成24年（2012年）7月9日の時点で16歳未満の特別永住者の方については、16歳の誕生日までとなります。期間内に市役所戸籍住民課または船橋駅前総合窓口センターで切替申請を行ってください。

在留カードまたは特別永住者証明書の返還

持有在留カードまたは特別永住者証明書の方の加入日本国籍或者死亡時、自当日起の14日以内、请直接归还至居住地管辖的东京出入国在留管理局（总局及千葉办事处）或邮寄至东京出入国在留管理局台场分室。

中长期在留者在有效期届满或虽然获得再入境许可，但又出境的，在有效期内未再入境时也同样需要返还。

外国人登記証明書の更換

外国人登記証明書更換为特別永住者証明書

特別永住者所持的 foreigners 登記証明書在一定期間内將视为特別永住者証明書。

期限为，依旧外国人登録法为准，在下次确认（更換）的申请期开始时的生日为止。到2012年7月9日未满16岁的特別永住者为16岁的生日为止。请在期限内至市政府戸籍住民課或船橋駅前総合窓口中心申請更換。

证明书的出具

以往的登记原票记载事项证明书现在变为住民票，住民票在办理居民登记的市区町村申请发行。发放手续费 1 份 300 日元。外国人登记原票抄本的申请发行由出入境在留管理厅总务课信息系统管理室出入境信息开示系负责。

証明書の発行

従来の登録原票記載事項証明書は、現在は住民票となり、住民票は住民登録されている市区町村にて発行いたします。交付手数料は 1 通 300 円です。外国人登録原票の写しの請求は、出入国在留管理庁総務課情報システム管理室出入国情報開示係となります。

印章登記

在日本盖印章具有与签名同样的作用。尤其是重要文件会被要求盖登记的印章，所以应在市政府登记自己的印章，以便所需之时，证明（印章登记证明书）其印章已登记。

问讯处：户籍住民课

电话：047-436-2270

印鑑を登録する

日本ではサインと同じ意味で、印鑑が用いられます。特に重要な書類には登録してある印鑑を使用することを求められることがありますので、自分の印鑑を市役所に登録しておき、必要に応じてその印鑑が登録済みであることを証明（印鑑登録証明書）します。

問い合わせ：户籍住民課

電話：047-436-2270

印章登記証

请本人持希望登记的印章和在留卡或特别永住者证明书，前往户籍住民课提出申请。市政府进行印章登记，制作印章登记证。登记印章有文字、尺寸、材质等一定限制，请予以注意。开具印章登记证手续费 300 日元。印章登记证在开具印章登记证明时需要，所以请妥善保管。

印鑑登録証

登録したい印鑑と在留カードまたは特別永住者証明書を持参して、本人が戸籍住民課に申請してください。印鑑の登録を行い印鑑登録証を作成します。登録できる印鑑は文字、サイズ、材質などに一定の制限がありますので、ご注意ください。印鑑登録証交付手数料は 300 円です。印鑑登録証は印鑑登録証明書の交付を申請する時必要ですので、大切に保管してください。

印鑑登録証明

戸籍住民課にお持ちの印鑑登録証を提示して申請してください。印鑑が登録済みであることを証明する印鑑登録証明書を交付します。交付手数料は1通300円です。

個人番号通知書

個人番号通知書は、住民票を有する全ての方（中长期在留者や特別永住者などの外国人も含む）に割り振られた、マイナンバー（個人番号）を通知するための通知書で、はじめて日本に住民登録された方の住所に簡易書留かつ転送不要扱いで郵送されます。年金・雇用保険・児童手当など福祉の給付、確定申告など税の手続きなどで、申請書等にマイナンバー（個人番号）の記載を求められることとなりますので、紛失しないよう大切に保管してください。

マイナンバーカード（個人番号カード）

マイナンバーカード（個人番号カード）とは、本人の顔写真・氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー等が記載されたプラスチック製のICカードです。身分証明書として利用できるほか、e-Tax（国税電子申告・納税システム）などの電子申請が行える電子証明書も搭載されます。

マイナンバーカード（個人番号カード）は申請者のみへの交付となります。

印章登記証明

請前往戸籍住民課出示印章登记证办理申请手续。市政府可开具证明印章已登记的印章登记证证明书。手续费一份300日元。

个人编号通知書

个人编号通知書是向拥有住民票的所有人（含中长期在留者和特别永住者等外国人）通知所分配的个人编号的通知書，并向首次在日本进行居民登记者的住址以简易挂号信且不能转寄的方法邮寄。年金・雇用保険・児童津貼等福利补助、确定申报等税务手续中，在申请书上会被要求填写个人编号，请妥善保管避免遗失。

个人编号卡

个人编号卡是含有本人脸部照片、姓名、住址、出生日期、性别、个人编号等信息的塑料制IC卡。可作为身份证明书，还配置了可进行e-TAX（国税电子申报・纳税系统）等电子申请的电子证明书。

个人编号卡仅向希望申请的人发放。

个人编号卡的住址或姓名发生变更时

因住址变动或户籍申报等，卡片的记载事项（住址、姓名、性别、出生日期）发生变更时，将在个人编号卡为正面记载变更内容，需要办理正面记载事项变更的手续。有变更的人请带至窗口办理。

问讯处：户籍住民课

电话：047-436-2270

マイナンバーカードの住所や氏名などに変更が生じたとき

住所の異動や戸籍の届出などにより、カードの記載事項（住所、氏名、性別、生年月日）に変更が生じた場合には、マイナンバーカードの表面に変更内容を記載しますので、券面事項変更の手続きが必要になります。変更のある方は窓口までお持ちください。

問い合わせ：户籍住民課

電話：047-436-2270

国民健康保険、国民年金、看护保险

国民健康保険・国民年金・介護保険

国民健康保険への加入

日本では、誰もが何らかの公的な健康保険に加入することになっています。公的な健康保険には職場の健康保険または国民健康保険があり、外国人も、日本での在留資格が3か月を超える人は必ず加入することになります（一部の特定活動を除く）。

国民健康保険は、病気やけがに備えて加入者のみなさんが前年の所得に応じてお金（保険料）を出し合い、病院に行くときの医療費の補助に充てようというもので、自営業や職場での健康保険に加入できない人のための制度として、千葉県と船橋市が運営しています。

国民健康保険に加入すると保険証が交付されます。病気やけがで病院に行き、窓口で保険証を見せると保険診療扱いとなり、保険の対象となる医療費の原則30%を自分が病院の窓口で支払い、残りを国民健康保険が支払うというものです。

問い合わせ：国保年金課

電話：047-436-2395

こんなときは届け出を

次ページに該当する場合には、その日から14日以内に在留カードなどを持って市役所で手続きを行ってください。必要書類は担当課までお問い合わせください。

加入国民健康保険

日本規定任何人都必须加入某种公共健康保险。公共健康保险有工作单位健康保险与国民健康保险2种，外国人在日本的在留期间超过3个月者，也必须加入（部分特定活动除外）。

国民健康保险是为了备用于患病与受伤的保险，由加入者根据上年内收入额一起凑钱（缴纳保险费），充作医院的医疗费补助，作为针对自营业者和未加入工作单位健康保险者的制度，由千叶县和船桥市共同运营。

对加入国民健康保险的人领取1份保险证。因患病和受伤前往医院时，在窗口出示保险证即可利用保险诊疗，保险对象的医疗费原则上30%由自己在医院的窗口支付，其余由国民健康保险支付。

问讯处：国民健康保険・国民年金課

电话：047-436-2395

这种情况应申报

符合下一页情况时，请在14天以内持在留卡等前往市政府办手续。届时所需的资料，请向担当课咨询。

◇加入时

- ① 迁入船桥市
- ② 退出工作单位的健康保险
- ③ 无法成为工作单位健康保险的被抚养人
- ④ 孩子出生
- ⑤ 不再接受生活保护时

◇退出时

- ① 迁出船桥市（请在新居所在地市区町村国民健康保险担当课办理加入手续）
- ② 加入工作单位的健康保险
- ③ 成为加入工作单位健康保险者的被抚养人
- ④ 开始接受生活保护
- ⑤ 出国
- ⑥ 死亡

◇其他

- ① 在市内住址变更
- ② 户主或姓名变更
- ③ 丢失保险证
- ④ 在留卡登记事项变更

◇加入するとき

- ① 船桥市に転入してきたとき
- ② 職場の健康保険をやめたとき
- ③ 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき
- ④ 子どもが生まれたとき
- ⑤ 生活保護を受けなくなったとき

◇やめるとき

- ① 船桥市から転出するとき（転出先の市区町村の国民健康保険担当課へ加入する手続きをしてください）
- ② 職場の健康保険へ加入したとき
- ③ 職場の健康保険の被扶養者になったとき
- ④ 生活保護を受けるようになったとき
- ⑤ 出国するとき
- ⑥ 死亡したとき

◇その他

- ① 市内で住所が変わったとき
- ② 世帯主や氏名が変わったとき
- ③ 保険証をなくしたとき
- ④ 在留カードの記載事項が変わったとき

保险费

应缴纳的保险费计算方式如下。

全年保险费 = 所得比率额 + 平均比率额

所得比率额 = 根据各户加入者前一年全年收入计算的金额。

平均比率额 = 根据各户加入者人数计算的每人应缴纳的金额。

但是，全年保险费每户 99 万日元（医疗部分 63 万日元、后期高龄者支援金 19 万日

保険料

納める保険料の計算方式は次の通りです。

年間保険料 = 所得割額 + 均等割額

所得割額 = 各世帯の加入者の前年 1 年間の所得に応じて計算する額

均等割額 = 各世帯の加入者数に応じて 1 人当たりいくらと計算する額

ただし、年間の保険料は 1 世帯当たり 99 万円（医療分 63 万

円、後期高齢者支援金分 19 万円、介護分 17 万円)が上限です。前年中の所得が一定基準以下の場合、保険料が減額になる制度があります(令和 3 年度)。

保険料の納付には①「口座振替」②「自主的に納付書で納める」の二つの方法があります。お支払いには、便利な口座振替をご利用ください。

国民健康保険の給付

問い合わせ：国保年金課
電話：047-436-2395

療養費の払い戻し

急病などで、やむを得ない理由で保険証を持たずに診療を受けたときは、医療費を全額支払い、後日、レセプトおよび領収書を添えて市に給付の申請をしてください。審査の上、保険の対象となる医療費の原則 70% が払い戻されます。

高額療養費の給付

同じ月に支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。高額療養費に該当した場合は、世帯主に申請書を送りますので、国保年金課に申請してください。

出産育児一時金の支給

子どもが生まれたときは、一時金が支給されます。

元、看护部分 17 万日元) 为上限。前一年全年收入在一定标准以下时，有保险费减额的规定。(2021 年度)

保险费缴纳方法有①户头转帐、②自己凭缴纳单进行缴纳，这两种方法。请以较方便的户头转帐方式进行付款。

国民健康保険補助范围

问讯处：国民健康保険・国民年金課
电话：047-436-2395

退还医疗费

因急病或不得已的缘由未携带保险证去医疗机构就诊时，请先支付全额医疗费，日后附注详细内容的明细表及收据，向市政府申请退款。市政府审查后，原则上退还保险对象的医疗费 70%。

高额医疗费补助

在同一个月中所支付的医疗费的个人负担部分超过限额时，根据申请发给超额部分的补助金，并会对符合高额医疗费的个人寄送申请书。故请向国民健康保険・国民年金課申请。

分娩育儿一次性补贴

孩子出生时，发给一次性补贴。

葬礼费补助

保险加入者死亡时，发给筹办葬礼的人5万日元。

遭遇交通事故等时

因交通事故等受伤时，在使用国民健康保险接受治疗前，请务必向国民健康保险・国民年金课申报。

国民健康保险费的支付方法和由国民健康保险课寄出的通知内容的翻译页面浏览此处。



葬祭費の支給

加入者が死亡したときは、葬儀を行った人に5万円が支給されます。

交通事故などにあつたとき

交通事故などでけがをした際は、国民健康保険で治療を受ける前に、必ず国保年金課に届け出てください。

国民健康保険料の支払い方や、通知の内容の翻訳ページはこちらです。

国民年金

国民年金是在日本居住的20岁以上60岁以下的人都必须加入的社会保障制度。被保险人到高龄时，或因受伤和患病而无法工作等时，发放年金，以保障基本的生活。

国民年金的加入者分为以下3类。①公司职员或公务员，加入厚生年金的被雇用者年金的人（第2号被保険者）②被加入厚生年金的人抚养的20岁以上60岁以下的配偶（第3号被保険者）③20岁以上60岁以下的个体经营者、学生等不属于上述①②中任何一项的人（第1号被保険者）。

国民年金第1号被保険者の加入手续在国民健康保険・国民年金课办理。

问讯处：国民健康保険・国民年金课

电话：047-436-2282

国民年金

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の誰もが加入しなければならない社会保障制度です。老後の保障、けがや病気によって働けなくなったときなど、生活の基盤となる費用が年金として支給されます。

国民年金の加入者は、以下の3種類に分けられます。①会社員や公務員で、厚生年金の被雇用者年金に加入している人（第2号被保険者）。②厚生年金の加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（第3号被保険者）。③20歳以上60歳未満の自営業者・学生等で、上記の①②のいずれにも該当しない人（第1号被保険者）。

国民年金第1号被保険者に関する加入手続きは、国保年金課になります。

問い合わせ：国保年金課

電話：047-436-2282

脱退一時金

年金受給資格期間に満たないまま出国した人で、保険料納付済期間が6か月以上ある方は、日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に請求すれば、保険料納付期間に応じて脱退一時金が受給できます。

問い合わせ：船橋年金事務所
電話：047-424-8811（代表）

介護保険

介護保険への加入

介護保険は、日常生活で介護や支援が必要となった人が、市の認定を受け、費用の一部を支払って、介護サービスを利用する仕組みです。

日本では、40歳以上の人全員が介護保険に加入することになっています。外国人も、住民登録のある40歳以上の方は介護保険に加入することになります。

介護保険に加入する人は、65歳以上の第1号被保険者と、40歳から64歳で医療保険に加入している第2号被保険者に分けられます。

第1号被保険者には、みなさんに緑色の保険証が交付されます。第2号被保険者には、市の認定を受けたときに交付されます。

保険料

第1号被験者（65歳以上）の方は、市に保険料を納めます。

保険料は前年の収入等によって決まり、全く収入がない人も納めます。

退出年金一次性补偿金

还未到年金领取资格期间就出境者，只要是缴纳保险费期间6个月以上者，在日本国内没有住所后两年以内提出申请，可根据保险费缴纳期间，领取退出年金一次性补偿金。

问讯处：船桥年金事務所

电话：047-424-8811（总机）

看护保险

看护保险的加入

看护保险是对日常生活中需要看护和支援的人，经过市认定后，只需支付部分费用即可利用看护服务的机制。

日本年满40岁的所有人都会加入看护保险。外国人有居民登记且年满40岁时也需加入看护保险。

加入看护保险的人，划分为年满65岁的第1号被保险人和40岁至64岁加入医疗保险的第2号被保险人。

第1号被保险人将发放绿色保险证。第2号被保险人经过市认定后发放。

保险费

第1号被保险人（年满65岁）向市内缴纳保险费。

保险费根据上年的收入等决定，完全没有

收入的人也要缴纳。

原则上按照特别征收方式缴纳。普通征收时账户转账比较方便。

第2号被保险人(40岁至64岁)请向加入的国民健康保险或工作单位的医疗保险咨询。

可利用看护服务的人

・第1号被保险人

不问原因, 在日常生活中需要看护和支援的人

・第2号被保险人

因年龄增长而出现疾病(特定疾病), 在日常生活中需要看护和支援的人

利用看护保险服务时, 必须经过需要看护的认定。日常生活中需要看护和支援时, 请向介护保险课申请认定。申请后, 认定调查员将上门访问, 调查身心状态。

问讯处: 介护保险课

电话: 047-436-2302

原則として特別徴収で納めます。普通徴収の場合は、口座振替が便利です。

第2号被保険者(40歳から64歳)の方は、加入している国民健康保険や職場の医療保険へお問い合わせください。

介護サービスを利用できる人

・第1号被保険者

原因を問わずに日常生活を送るために介護や支援が必要な人

・第2号被保険者

老化に伴う病気(特定疾病)が原因で、日常生活を送るために介護や支援が必要な人

介護保険のサービスを利用するには、介護が必要であるとの認定を受けなければなりません。日常生活で介護や支援が必要となった場合に、介護保険課へ認定申請をしてください。申請をすると、認定調査員が訪問し、心身の状態を調査します。

問い合わせ: 介護保険課

電話: 047-436-2302

税

税金

税金の種類と納付

税金には、国に納める国税（所得税など）と、地方公共団体に納める県税（県民税など）、市税（市民税など）があります。市税は、豊かで健康な暮らしを実現するための、いろいろな行政サービスにかかる経費を、そこに住んでいる人々によって分担してもらおうという観点から決められた税金です。外国人も、現在市内に住んでいる場合や、市内に土地や家屋を所有している場合には、納税の義務が生じます。

国税の問い合わせ：船橋税務署
電話：047-422-6511（代）

県税の問い合わせ：船橋県税事務所
電話：047-433-1275

市税

市税には市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税などがあります。

市民税：個人の前年中の所得に対してかかる税金です。

納める人：1月1日現在市内に住んでいる人で、前年中に所得のあった人。3月15日までに所得などの申告が必要です。なお、会社員などの給与所得者の場合は会社が毎月の給料から税額を差し引いて、まとめて納付する場合があります。

固定資産税・都市計画税：土地や家屋・償却資産（事業用）にかかる税金です。

税金の種類和缴纳

税，有向国家缴纳的国税（所得税等）、向地方公共团体缴纳的县税（县民税等）和市税（市民税等）。市税是为了我们能够度过丰富、健康的生活，请当地居民分担各种行政服务所需经费这一观点而决定的税。即使是外国人，如现在在市内居住或在市内拥有土地、房屋，也产生纳税的义务。

有关国税的问讯处：船桥税务署

电话：047-422-6511（总）

有关县税的问讯处：船桥县税事务所

电话：047-433-1275

市税

市税有市民税、固定資産税、城市计划税、轻型汽车税等。

市民税：针对个人前一年的收入而征收的税。

纳税人：本年1月1日在市内居住，前一年有收入的人。需要在3月15日之前申报所得等事项。公司职员等工资收入者，可能会由公司在其每月工资中扣除税额，一并缴纳。

固定資産税、城市计划税：对土地和房屋、折旧资产（事业用）等征收的税。

纳税人：本年1月1日在市内拥有土地和房屋、折旧资产的所有人。

轻型汽车税（类别比例）：截止到4月1日，对拥有轻便摩托车、轻型汽车等的人征收的税。如转让车辆，报废车辆、变更住所等，请向以下单位咨询。

- 125cc 以下的轻便摩托车等 = 市民税课 **电话：**047-436-2203
- 超过 125cc 的摩托车 = 习志野汽车检查登记事务所 **电话：**050-5540-2024
- 轻型汽车 = 轻型汽车检查协会千叶事务所习志野支所 **电话：**050-3816-3115

纳税方法

由市政府寄送税额确定纳税通知书和纳税单，请在缴纳期限内到船桥市内设有分行的金融机构或在邮政银行（邮局）缴纳。另外，附有条码的纳税单，除了通过全国主要的便利店进行支付外，还可以使用智能手机 APP 通过“PayPay 请款单支付”“LINE Pay 请款单支付”办理缴纳。

此外，还可利用互联网的 Yahoo! 公共费用支付 (<http://koukin.yahoo.co.jp>)、信用卡缴纳。也可通过 Pay-easy 服务，在对应的金融机构网上银行或 ATM 缴纳。

问讯处：税务课

电话：047-436-2202

納める人：1月1日現在市内に土地や家屋・償却資産（事業用）を所有している人です。

軽自動車税（種別割）：4月1日現在、二輪車、軽自動車などを所有している人にかかる税金です。

譲渡したり、廃車、住所変更などの場合は下記にお問い合わせください。

- 125cc 以下の二輪車など = 市民税課 **電話：**047-436-2203
- 125cc を超える二輪車 = 習志野自動車検査登録事務所 **電話：**050-5540-2024
- 軽自動車 = 軽自動車検査協会千葉事務所習志野支所 **電話：**050-3816-3115

納税の方法

市役所から税額決定納税通知書および納付書を送付しますので、納期限内に、船橋市内に支店がある金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）で納付してください。バーコードのある納付書は、全国の主要なコンビニエンスストアのほか、スマートフォンアプリを使って「PayPay 請求書払い」「LINE Pay 請求書払い」で納付することができます。

インターネットの Yahoo! 公金支払い (<http://koukin.yahoo.co.jp/>) を利用して、クレジットカードで納付することもできます。また、Pay-easy（ペイジー）サービスを利用して、対応している金融機関のインターネットバンキングや ATM からも納付できます。

問い合わせ： 税務課

電話：047-436-2202

口座振替納税

船橋市内に支店がある金融機関および全国のゆうちょ銀行で、あなたの指定した預金口座より市税を自動的に振替納税します。

問い合わせ：税務課

電話：047-436-2202

出国時のお願い

出国される場合は、それぞれ該当する税金の担当課にその旨ご連絡ください。納税管理人などの手続きが必要な場合があります。

問い合わせ

市民税課 電話：047-436-2214

資産税課 電話：047-436-2222

納期限内に納めてください

市税を納め忘れ、納期限を過ぎると、本来納めるべき税額のほかに延滞金もあわせて納めなければなりません。

また、滞納したまましていると財産（給料や預金など）の差押処分を受けることにもなるので、市税は納期限内に納付してください。

問い合わせ：債権管理課

電話：047-436-2246

納税の緩和制度

災害、事業の廃止、病気等、やむを得ない事情により納付困難な場合は、納税の緩和制度があります。

問い合わせ：債権管理課

電話：047-436-2246

戸頭転帳納税

上述船橋市内设有分行的金融机构及全国的邮政银行，可由各位指定的存款户头自动转帐纳税。

问讯处：税務課

电话：047-436-2202

出国时的注意事项

各位出国时，请与负责各项有关纳税事务的课取得联系。有时需要各位办理纳税管理人等手续。

问讯处：

市民税课 电话：047-436-2214

资产税课 电话：047-436-2222

请在缴纳期限内缴纳

如果忘记缴纳市税，超过缴纳期限的话，除了本来应该缴纳的税额以外，还必须缴纳滞纳金。

如果一直拖欠，将会受到财产（工资和存款等）扣押的处分，请在缴纳期限内缴纳市税。

问讯处：債権管理課

电话：047-436-2246

納税的延缓制度

因灾害、事业废止、疾病等不得已的情况而难以缴纳时，可适用纳税延缓制度。

问讯处：債権管理課

电话：047-436-2246

市民税、县民税の课税证明书、纳税证明书

课税证明书是证明上一年一年间收入的凭证，纳税证明书是证明一年内缴纳的税金和已缴纳税金金额的凭证。可以发行证明书的机构为当年1月1日住址所在的市町村。即使现在居住在船桥市，1月1日如没有住址也不能发行证明书。

证明书可在市政府2楼税务课、办事处、联络处、船桥站前综合窗口中心9号窗口发行。

问讯处：税务课

电话：047-436-2202

市民税・県民税の课税証明書・ 納税証明書

課税証明書は前年の1年間の収入などを証明するもので、納税証明書は1年間に納める税金や、すでに納めた税金の額を証明するものです。証明書を発行できるのは、その年の1月1日に住所があった市町村です。現在、船橋市に住んでいても、1月1日に住所がない場合は証明書を発行できません。

証明書は、市役所2階税務課、出張所、連絡所、船橋駅前総合窓口センター9番窓口で発行できます。

問い合わせ：税務課

電話：047-436-2202

医疗和福利

医療と福祉

診療を受ける

医療機関で診察を受ける場合、初診の申し込みの際に健康保険証（職場で加入している健康保険または国民健康保険）を提示してください。窓口負担額が軽減されます。

医療機関には、検査や入院設備の整った総合病院と、家の近所にあり気軽に受診できるクリニックがありますが、大きな病院では紹介状が必要となる場合があります。

夜間・休日診療

ふなばし健康ダイヤル 24 ※日本語のみ

夜間・休日の当番医などを電話で案内します。

電話：0120-2784-37

案内日時：24 時間年中無休（市民専用・通話料無料）

休日の急な病気やけがには

日曜日や祝日、休日、年末年始に病気やけがで、医師の治療が必要になったときに内科・外科の当番医が診療しています。当番医の案内はふなばし健康ダイヤル 24 で行っています。

受診時は、健康保険証、船橋市子ども医療費助成受給券（助成を受けている方のみ）を提示してください。窓口負担額が軽減されます。

小児科については日曜日、祝日、休日、年末年始は夜間休日急病診療所（次ページ）をご利用

接受診療

到医疗机构接受诊查时，请在申请初诊时出示健康保险证（工作单位加入的健康保险或国民健康保险），可减少窗口缴费金额。

医疗机构分为两类，一类是检查与住院设备齐全的综合性医院，另一类是在自己家附近，可很方便地前去就诊的诊所，但是到大医院可能还需提供介绍信。

夜间、节假日门诊

船桥健康热线 24 ※ 仅日语

将夜间・节日的值班医生等情况通过电话介绍给您。

电话：0120-2784-37

介绍时间：24 小时全年无休（市民专用、免通话费）

节假日生急病与受伤时

星期日、节日和年底年初生病或受伤，需要医生治疗时，由内科、外科值班医生负责诊疗。值班医生由船桥健康热线 24 负责介绍。就诊时，请出示健康保险证、船桥市儿童医疗费补助领取券（仅限接受补助的人士），可减少窗口缴费金额。

小儿科在星期日、节日、假日、年底年初时请前往节日夜间急诊诊疗所（请看次页）就诊。

电话：0120-2784-37 ※ 仅日语

门诊时间：上午 9:00 ~ 下午 5:00

门诊日：星期日、节日、假日、年底年初

夜间生急病与受伤时

保健福利中心（北本町 1-16-55）内设有以急病应急处理为目的的“节日夜间急诊诊疗所”。每天晚上由内科、外科等的担当医生诊疗。此外，星期日、节日、假日、年底年初的白天由小儿科的担当医生诊疗。诊疗时请务必携带健康保险证、船桥市儿童医疗费补助票（仅限接受补助的人士）。

电话：047-424-2327

门诊时间：

内科(包括小儿科)、外科:晚上 9:00 至上午 6:00
(终年无休)

小儿科:星期六、星期日、节日、假日、年底年初为下午 6:00 ~ 晚上 9:00 ; 星期一 ~ 星期五为晚上 8:00 ~ 晚上 11:00 ; 星期日、节日、假日、年底年初为上午 9:00 至下午 5:00。

※ 诊疗时间等可能会变更，就诊前请确认主页，或拨打船桥健康热线 24（0120-2784-37※ 仅限日语）咨询。

节假日急性牙疼等时

保健福利中心（北本町 1-16-55）内设有纸风车节日急病特殊牙科诊疗所。该诊疗所只进行治疗急性牙痛等应急处理，不进行连续治疗。接受治疗时务请携带健康保险证。

用ください。

電話：0120-2784-37 ※日本語のみ
診療時間：午前 9 時 ~ 午後 5 時
診療日：日曜日、祝日、休日、
年末年始

夜間の急な病気やけがには

保健福祉センター（北本町 1-16-55）内に応急処置を目的とした「夜間休日急病診療所」があります。毎日の夜間、内科、外科等の担当医が診療します。また、日曜日、祝日、休日、年末年始の昼間に小児科の担当医が診療します。受診時は、健康保険証、船橋市子ども医療費助成受給券（助成を受けている方のみ）をお持ちください。

電話：047-424-2327

診療時間：

内科（小児科含む）、外科：午後 9 時 ~ 翌午前 6 時（年中無休）
小児科：土曜日・日曜日、祝日、休日、年末年始の午後 6 時 ~ 午後 9 時、月 ~ 金曜日の午後 8 時 ~ 午後 11 時、日曜日、祝日、休日、年末年始の午前 9 時 ~ 午後 5 時
※診療時間等が変更となる場合がありますので受診の前にホームページをご確認いただくか、ふなばし健康ダイヤル 24（0120-2784-37 ※日本語のみ）にお問い合わせください。

休日の急な歯痛などには

保健福祉センター（1-16-55）内にかざぐるま休日急患特殊歯科診療所があります。この診療所は急な歯痛などに対する応急処置のみで、継続治療は行いません。受診時は、健康保険証をお持ちください。

電話：047-423-2113

診療時間：午前9時～正午

診療日：日曜日、祝日、休日、
年末年始

医療機関情報提供サービス

「ちば医療ナビ」では、日本語以外の言語対応ができる医療機関の検索ができます。

URL：http://www.iryoy.pref.chiba.lg.jp/

多言語医療問診票サイト

URL：https://www.kifjp.org/medical/

病気やけがをしたときに、その症状を母国語で医師などに伝えられるよう制作された問診票がアップされています。全18言語に対応しています。

特定非営利活動法人

AMDA 国際医療情報センター

URL：https://www.amdamedicalcenter.com

多言語で外国語の通じる医療機関の案内や日本の医療福祉制度の案内をしています。

多言語相談電話：03-6233-9266

対応言語：英語、韓国語、中国語、フィリピン語、タイ語、スペイン語、ベトナム語、ポルトガル語（曜日により対応言語が異なります）

対応日時：月～金曜日

午前10時～午後4時（土日、祝日、年末年始を除く）

電話：047-423-2113

门诊时间：上午9:00至12:00

门诊日：星期日、节日、假日、
年底年初

医疗机构信息提供服务

“千葉医疗向导”可检索能够对应日语以外语言的医疗机构。

URL：http://www.iryoy.pref.chiba.lg.jp/

多语言医疗问诊票网站

URL: https://www.kifjp.org/medical/

现已上传了在生病或受伤时，可以将症状用母语告知医生的问诊票，共支持18种语言。

特定非営利活動法人

AMDA 国际医疗信息中心

URL:https://www.amdamedicalcenter.com

以多种语言介绍可通用外语的医疗机构和日本的医疗福利制度。

多语言咨询电话：03-6233-9266

对应语言：英语、韩国语、中文、菲律宾语、泰国语、西班牙语、越南语、葡萄牙语（根据星期日期不同，受理语言也不同）

受理日期：星期一～星期五

上午10点～下午4点（周末、节假日、
年初除外）

接受健康检查・检诊

特定健康检查、特定保健指导

特定健康检查主要是针对代谢综合症 (Metabolic syndrome) 而设立的检查项目。检查对象为 40 岁以上且参加国民健康保险的人，届时会向检查对象发放诊疗券。发放时期根据出生月而不同。凡属于 5 月～次年 3 月间接受检查的人士，可到市内合作医疗机构就诊（免费）。

此外，接受综合体检时，提供上限 13,000 日元的补助；接受脑部检查时，提供上限 10,000 日元的补助。根据特定健康检查的体检项目和生活习惯相关的问询表结果判断属于特定保健指导的对象人士，将为其介绍特定保健指导。

参加国民健康保险以外的被保险人（被雇用者保险等），请通过医疗保险单位发出的通知接受检查。

后期高齢者健康检查

以加入后期高齢者医疗制度的人士为对象，届时发放诊疗券。发放时期根据出生月而各不相同。凡属于 5 月～次年 3 月间接受检查的人士，可以到市内合作医疗机构就诊（免费）。

各类检查

问讯处：健康创造课

电话：047-409-3404

健診・検診を受ける

特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査とは、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）に着目した健康診査です。40 歳以上の国民健康保険加入者が対象で、対象の方には受診券を送付します。送付時期は誕生月によって異なります。5 月～翌年 3 月までの対象となる期間に、市内協力医療機関で受診できます（無料）。

また、人間ドッグを受診した場合は、13,000 円を上限、脳ドッグを受診した場合は 10,000 円を上限に費用を助成いたします。

特定健康診査の健診項目と生活習慣に関する質問票の結果から特定保健指導に該当された方には、特定保健指導をご案内します。

国民健康保険以外の保険（被雇用者保険等）に加入している方は、医療保険者からの通知等でご確認ください。

後期高齢者健康診査

後期高齢者医療制度に加入している方が対象で、対象の方には受診券を送付します。送付時期は誕生月によって異なります。5 月～翌年 3 月までの対象となる期間に、市内協力医療機関で受診できます（無料）。

各種検診

問い合わせ：健康づくり課

電話番号：047-409-3404

◇一括がん検診

(船橋市の国民健康保険加入者および後期高齢者医療制度加入者は健康診査と同時に実施)

受診期間：5月から翌年3月までの対象となる期間

実施場所：市内協力医療機関

肺がん・大腸がん検診(胸部X線・便潜血検査)

対象：40歳以上の市民

費用：各500円

前立腺がん検診(PSA血液検査)

対象：50歳以上で5歳刻みの年齢の男性市民

費用：500円

肝炎ウイルス検診(B・C型血液検査)

対象：40歳以上で過去に一度も肝炎ウイルス検診を受けていない市民(生涯に1回)

費用：無料

◇胃がん検診

対象：40歳以上の偶数年齢の市民(登録制)

受診期間：4月から翌年3月までの対象となる期間

検診内容：40歳代はエックス線検査、50歳以上はエックス線検査と内視鏡検査の選択制

実施場所：市内協力医療機関

費用：エックス線検査1,000円、内視鏡検査1,500円

◇子宮頸がん検診

対象：20歳以上の偶数年齢の女性市民

受診期間：4月～翌年3月までの対象となる期間

検診内容：20歳代、40歳以上

◇癌症综合検査

(船橋市の国民健康保険加入者及后期高齢者医疗制度加入者と健康检查同时实施)

就診期間：5月至次年3月の期間

実施地点：市内合作医療機関

肺癌、大腸癌検査(胸部X光、大便隠血検査)

対象：40歳以上の市民

費用：各500円

前列腺癌検査(PSA血液検査)

対象：年齢在50歳以上、以5歳为单位的男性市民。

費用：500円

肝炎病毒検査(乙型、丙型血液検査)

対象：40歳以上、过去未曾接受肝炎病毒检查的市民(一生1次)

費用：免费

◇胃癌検査

対象：年満40歳の偶数年齢市民(登記制)

就診時間：4月至次年3月の対象期間

検査内容：40歳年齢层可以选择X光检查、年満50歳の年齢层可以选择X光检查和内视镜检查。

実施地点：市内合作医療機関

費用：X光検査1,000円、内视镜検査1,500円

◇子宮頸癌検査

対象：20歳以上偶数年齢の女性市民。

就診期間：4月至次年3月の期間

就診内容：20歳年齢段、40歳以上为细胞診査、

30 岁年龄段为细胞诊查、HPV 检查并行体检。

实施地点：市内合作医疗机构

费用：500 日元

◇乳癌検査

対象：年满 30 岁的偶数年齢女性市民

受理时间：4 月至次年 3 月的对象期间

检查内容：30 岁年龄层为超声波检查，年满 40 岁的人为乳腺专用 X 光检查。

实施地点：市内合作医疗机构

费用：500 日元

◇胸部 X 光结核検査

対象：65 岁以上的市民

实施期间：每年 2 次

实施地点：保健福利中心

费用：免费

◇成人牙科健康検査

対象：年度中满 20、30、40、50、60、65、70 岁的人（10 年 1 次）

实施期间：5 月至 12 月的期间（可能会有变更）

实施地点：船桥市牙科医师会合作牙科医疗机构

费用：500 日元

保健中心

市中央保健中心、东部保健中心、北部保健中心、西部保健中心受理健康咨询、婴幼儿健康检查等项目，是协助各位市民增进健康的设施。

は細胞診、30 歳代は細胞診・HPV 検査併用検査

実施場所：市内協力医療機関

費用：500 円

◇乳がん検査

対象：30 歳以上の偶数年齢の女性市民

受付期間：4 月から翌年 3 月までの対象となる期間

検査内容：30 歳代は超音波検査、40 歳以上の方はマンモグラフィ

実施場所：市内協力医療機関

費用：500 円

◇胸部 X 線結核検査

対象：65 歳以上の市民

実施期間：年 2 回

実施場所：保健福祉センター

費用：無料

◇成人歯科健康検査

対象：年度中に 20、30、40、50、60、65、70 歳になる方

実施期間：5 月～12 月までの対象となる期間（変更となる場合があります）

実施場所：船橋歯科医師会協力歯科医療機関

費用：500 円

保健センター

市の中央保健センター・東部保健センター・北部保健センター・西部保健センターは、健康相談・乳幼児の健診など市民の皆さんの健康づくりをお手伝いする施設です。

中央保健センター
北本町 1-16-55
電話：047-423-2111
東部保健センター
薬円台 5-31-1
電話：047-466-1383
北部保健センター
三咲 7-24-1
電話：047-449-7600
西部保健センター
本郷町 457-1
電話：047-302-2626

子育て世代包括支援センター「ふなここ」

妊娠・出産・子育ての相談窓口です。

必要な時は、医療、子育て支援、学校などの関係機関と連携しながら対応します。

北本町 1-16-55（保健福祉センター 2 階）
電話相談：047-411-8250

こども発達支援センター

就学前の子どもの発達や行動について相談できます。

北本町 1-16-55（保健福祉センター 5 階）
電話相談：047-409-1754

障害者のサポート

身体障害、知的障害、精神障害のある方に対して、各種の支援を行っています。

問い合わせ：障害福祉課
電話：047-436-2345

中央保健中心

北本町 1-16-55 電話：047-423-2111

東部保健中心

薬円台 5-31-1 電話：047-466-1383

北部保健中心

三咲 7-24-1 電話：047-449-7600

西部保健中心

本郷町 457-1 電話：047-302-2626

育児家庭総合支援中心“Funakoko”

为怀孕、分娩、育儿的咨询窗口。

必要时可与医疗、育儿支援、学校等相关机构合作对应。

北本町 1-16-55(保健福祉中心 2 楼)

电话咨询：047-411-8250

儿童发育支援中心

可对学前儿童的发育和行为进行咨询。

北本町 1-16-55(保健福祉中心 5 楼)

电话咨询：047-409-1754

残疾人支援

针对身体残疾、智力残疾、精神残疾的人提供各种援助。

问讯处：障碍福祉课

电话：047-436-2345

分娩与育儿

出産と子育て

申报

妊娠申报

怀孕后，请前往市政府的母子健康手册交付处、或船桥车站前综合窗口中心、中央・东部・北部・西部保健中心办理妊娠申报。申报后，当场可领到记录妊娠、分娩经过、婴幼儿发育情况的母子健康手册和孕妇牙科检查、孕妇产前检查、产妇健康检查及新生儿体检（部分负担）就诊票（别册）。使用母子健康手册别册的就诊票，在指定医疗机构接受孕产妇・新生儿健康检查的费用为部分负担费用。

问讯处：各保健中心

电话：参照 P.40

出生登记

在日本，婴儿出生时，有如下手续。

- ① 出生 14 天以内前往户籍居民课或各办事处办理出生登记。届时，请持医生开具的出生证明书、母子健康手册，父母为外国人时还需持护照。如父母一方为日本人时，请持印章前来。详情请事先向户籍住民课咨询。

届出

妊娠届

妊娠したら市役所の母子健康手帳交付コーナー、または船橋駅前総合窓口センター、中央・東部・北部・西部保健センターに妊娠の届出をしてください。届出をしますと、その場で、妊娠・出産の経過、乳幼児の発育状況を記録する母子健康手帳と妊婦歯科健診・妊婦健診・産婦健診・乳児健診（一部負担）の受診票（別冊）などがもらえます。母子健康手帳別冊の受診票は、契約医療機関での妊産婦・乳児健康診査費用を一部負担するものです。

問い合わせ：各保健センター

電話：p. 40 参照

出生届

日本で赤ちゃんが生まれたときの手続きには次のようなものがあります。

- ① 14 日以内に户籍住民課または出張所へ出生届をします。その際、医師の出生証明書、母子健康手帳と、父母が外国人の場合には旅券を持参してください。なお、夫婦どちらかが日本人の場合は、印鑑を持参してください。詳しくは事前に户籍住民課へお問い合わせください。

② 出生の日から 60 日間を超えて、本邦に在留しようとする方は、出生の日から 30 日以内に東京出入国在留管理局（本局および千葉出張所）で在留資格の取得申請をしてください（特別永住者の子を除く）。なお、その際出生したことを証する書面および住民票をお持ちください。

妊婦一般健康診査

妊娠中に 14 回、契約医療機関での健診費用を一部助成します。受診票は母子健康手帳の別冊についています。

妊婦歯科健康診査

妊娠中に 1 回、協力歯科医療機関で歯の健康診査が無料で受けられます。受診票は母子健康手帳の別冊についています。

産婦健康診査

産後おおむね 2 週間、1 か月の時期に協力医療機関での心と体の健診費用を一部助成します。受診票と心の状態をみる「お母さんの気持ち質問票」は母子健康手帳別冊と一緒にお渡しします。

新生儿聴覚スクリーニング検査

生後 50 日までの時期に行う、赤ちゃんの耳の聞こえについて調べる検査の費用を一部助成します。受信票は母子健康手帳別冊と一緒にお渡しします。

② 希望从出生日算起在日本逗留 60 天以上的人士，请在出生后 30 天以内至东京出入境在留管理局（总局及千葉办事处）申请取得在留资格（特别永住者的子女除外）。届时请持出生的书面证明材料和住民票。

孕妇常规健康检查

怀孕中 14 次对在指定医疗机构进行健康检查的费用提供部分补助。就诊票附在母子健康手册的别册内。

孕妇牙科健康检查

怀孕中可在合作医疗机构免费进行 1 次牙科健康检查。就诊票附在母子健康手册的别册内。

产妇健康诊査

产后大约 2 周、1 个月时，在合作医疗机构所做的身心健康检查提供部分费用补助。就诊票和观察身心状态的“母亲情绪问卷表”将同和母子健康手册别册一起发放。

新生儿听觉筛查

对出生后 50 天以内的时期进行婴儿听力检查的费用进行部分补助。就诊票和母子健康手册别册一起发放。

住宿型产后护理

以产后母子为对象，在家务及育儿方面无法获得家人等足够支援，而存在身心欠佳和育儿不安者为对象，活用医疗机构的空床位，并提供住宿型的护理。原则上利用期间为通算6晚7天（最长7天）。可利用的婴儿在出生后60天截止。详情请向各保健中心咨询。

婴幼儿体检

4个月幼儿健康咨询（免费）

市政府向符合条件者寄送问诊单。请填写好的问诊单，在指定日到保健中心接受咨询。

婴儿一般体检

婴儿出生后3～6个月及9～11个月共两次，对指定医疗机构的健康检查费用提供部分补助。就诊票附在母子健康手册别册上。

1岁6个月幼儿・3岁幼儿的健康体检（免费）

市政府向符合条件者寄送问诊单。请填写好的问诊单，在指定日到保健中心接受体检。

问讯处：各保健中心

电话：参照 P.40

宿泊型産後ケア

産後にご家族等から十分な家事・育児等の支援が受けられない母子で、心身の不調や育児不安のある方を対象に医療機関の空きベッドを活用した宿泊型のケアを行います。利用期間は原則通算6泊7日（最長7日）。利用できる乳児は生後60日までです。詳しくは各保健センターへお問い合わせください。

乳幼児健診

4か月児健康相談（無料）

該当する人に問診票を送ります。記入した問診票を持参して、指定日に保健センターで相談を受けてください。

乳児一般健康診査

生後3～6か月および9～11か月の2回、契約医療機関での健診費用を一部助成します。受診票は母子健康手帳の別冊に付いています。

1歳6か月児・3歳児の健康診査（無料）

該当する人に問診票を送ります。記入した問診票を持参して、指定日に保健センターで受診してください。

問い合わせ：各保健センター

電話：p.40 参照

定期预防接种

预防接种名称	对象年龄	接种次数
轮状病毒	(Rotarix) 出生后 6 周至 24 周 (※1)	2 次
	(Rotateq) 出生后 6 周至 32 周(※1)	3 次
Hib	出生后 2 个月以上至 5 岁	最对 4 次, 根据接种开始年龄而不同
小儿用肺炎球菌		
四种混合 (白喉、百日咳、破伤风、脊髓灰质炎)	出生后 3 个月以上至 7 岁 6 个月	初次: 3 次 追加: 1 次
乙肝	至 1 岁	3 次
BCG (结核)		1 次
水痘	1 岁以上至 3 岁	2 次
MR(麻疹·风疹)	1 期: 1 岁以上至 2 岁	1 次
	2 期: 小学入学前 1 年间的 4 月 1 日至 3 月 31 日	1 次
日本脑炎 (※2)	1 期: 出生后 6 个月以上至 7 岁 6 个月	初次: 2 次 追加: 1 次
	2 期: 9 岁以上, 未满 13 岁	1 次
二种混合 (白喉、破伤风)	11 岁以上, 未满 13 岁	1 次
HPV (宫颈癌)	小学 6 年级~高中 1 年级相当年龄的女生	3 次

任意预防接种

腮腺炎	1 岁以上至 2 岁 (※3)	1 次
-----	-----------------	-----

※1 初次接种到 14 周又 6 日为止。请接种同一种疫苗。

※2 2007 年 4 月 1 日以前出生, 没有接种过 4 次疫苗的人, 未满 20 岁之前可以接种未接种的疫苗。另外, 2007 年 4 月 2 日~2009 年 10 月 1 日出生的人如未接种第 1 期 (3 次) 时, 未接种的部分可以在第 2 期的对象年龄之间接种。

※3 2019 年 4 月 2 日以后出生的 1 岁者

预防接种

定期预防接种，在对象年龄内可在市内所实施医疗机构免费接受以下的预防接种。孩子满1个月时，市政府将寄送预诊单等相关文件。因迁入等原因未持有船桥市预诊单的人，请务必携带母子健康手册前往健康创造课索取。（实施医疗机构名簿刊登在市政府主页上）

问讯处：健康创造课

电话：047-409-3836

各种补助・补贴事业

儿童医疗费补助

0岁～初中3年级以内的儿童到医院等接受保险诊疗所付医疗费（保险范围内诊疗部分）的补助制度。对0岁～初中3年级以内的儿童发放领受券。在县内的医疗机构窗口进行医疗费结算时，如出示领受券与健康保险证，则只需支付一定的自己负担费用即可。必须事先申领领受券。

补助对象：

0岁～中学3年级学生→住院・门诊・处方开药

自费金额：

- ・ 无需缴纳市民税中所得比率部分的家庭→免费
- ・ 其他家庭→门诊1次、住院1日支付300日元、处方开药免费

※ 补助内容今后可能变更。

预防接种

定期预防接种は、対象年齢内であれば市内の実施医療機関にて無料で受けることができます。お子さんが生後1か月になる頃に予診票などの関係書類を送付します。転入等で船橋市の子診票をお持ちでない方は、必ず母子健康手帳を持参の上、健康づくり課までお越しください（実施医療機関名簿は市ホームページに掲載しています）。

問い合わせ：健康づくり課

電話：047-409-3836

各種手当て・助成事業

子どもの医療費の助成

0歳～中学校3年生までのお子さんが、病院等で診療を受けた医療費（保険診療分）の助成制度です。0歳～中学校3年生までのお子さんには受給券を交付しています。県内の医療機関の窓口で受給券と健康保険証を提示して、一定の自己負担額をお支払いいただければその場で精算されます。あらかじめ受給券の交付申請が必要です。

助成対象：

0歳～中学校3年生→入院・通院・調剤

自己負担額：

- ・ 市民税の所得割が課税されない世帯→無料
- ・ それ以外の世帯→通院1回、入院1日につき300円、調剤無料

※ 助成内容は、今後変更する場合があります

問い合わせ：児童家庭課

電話：047-436-2316

児童手当

児童手当＝15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している人に支給します。

問い合わせ：児童家庭課

電話：047-436-2316

ひとり親家庭などへの手当・助成

ひとり親家庭の福祉向上を目的に、支給要件に該当する場合、養育者に対して以下のような手当が支給されます。ただし支給にあたっては所得制限などがあります。

- ① 児童扶養手当＝父、母または両親と生計を同じくしていない18歳到達後最初の3月31日まで（一定の障害がある人は、20歳未満まで）の児童を監護している母子家庭の母、監護し、かつ、これと生計を同じくする父子家庭の父、または祖父母等の養育者に支給します。
- ② 遺児手当＝父、母または両親と死別した義務教育終了前までの児童を養育している方に支給します。
- ③ ひとり親家庭等医療費助成＝父、母または両親と生計を同じくしていない18歳到達後最初の3月31日まで（一定の障害がある人は、20歳未満まで）の児童を監護している母子家庭の母、父子家庭の父、または監護し、かつ、これと生計を同じくする祖父母等の養育者で配偶者のない者、お

問讯处：児童家庭課

电话：047-436-2316

児童補助

児童補助＝支付给养育有满15岁后首个3月31日之前的儿童的。

问讯处：児童家庭課

电话：047-436-2316

单亲家庭的补贴及资助

以儿童的健康成长和提高单亲家庭福利水平为目的，对符合条件的抚养人发给以下补助。但补助根据年收入有所限制。

① 儿童抚养补助

发给监护有未与父亲、母亲或双亲共同生活，截至年满18岁之后的第一个3月31日（存在有某种程度残疾至未满20岁）儿童的母子家庭的母亲、监护并共同生活的父子家庭的父亲或祖父母等养育者。

② 孤儿补助

发给抚养有因父亲、母亲或双亲死亡，义务教育结束前儿童的养育者。

③ 单亲家庭等医疗费资助

发给监护有未与父亲、母亲或双亲共同生活，截至年满18岁之后的第一个3月31日（存在有某种程度残疾至未满20岁）儿童的母子家庭的母亲、父子家庭的父亲或进行监护但未与祖父母等养育者共同生活，没有配偶者的人及其儿童，对保险诊疗中自己负担的一部分医疗费、药费提供补助。

- ④ 母子家庭、父子家庭高中等就学援助金
发给抚养有高中生（函授学校除外）的母子家庭的母亲、父子家庭的父亲或祖父母等养育者。
(2022年3月31日废止)

问讯处：儿童家庭课
电话：047-436-3316

设施

育儿支援中心

市内共有2处，除了育儿咨询外，还提供家长之间的交流场地、游玩场地等。

- 南本町育儿支援中心
所在地：南本町 10-1 号
电话：047-434-3910
咨询专用电话：047-435-8333
(仅限日语)
- 高根台育儿支援中心
所在地：高根台 2-1-1
电话：047-466-5666
咨询专用电话：047-466-3633
(仅限日语)

[两个设施相同]

开馆日：星期一～星期六（星期日・节日・假日・年底年初休息）
开馆时间：上午 9:00～下午 4:00
(但咨询为上午 9:00～下午 5:00)

およびその児童に対して、保険診療による医療費・薬代の自己負担分の一部を助成します。

- ④ 母子家庭、父子家庭等高等学校等修学援助金=高校生（通信制の学校を除く）の児童を扶養する母子家庭の母、父子家庭の父、または祖父母等の養育者に支給します（令和4年3月31日をもって廃止）。

問い合わせ：儿童家庭課
電話：047-436-3316

施設

子育て支援センター

市内に2か所あり、子育ての相談のほか、保護者同士の交流、遊び場の提供などを行っています。

- 南本町子育て支援センター
所在地：南本町 10-1
電話：047-434-3910
相談専用電話：047-435-8333
(日本語のみ)
- 高根台子育て支援センター
所在地：高根台 2-1-1
電話：047-466-5666
相談専用電話：047-466-3633
(日本語のみ)

[両施設共通]

開館日：月曜日～土曜日（日曜日・祝日・休日・年末年始は休み）
開館時間：午前 9 時～午後 4 時
(ただし相談は午前 9 時から午後 5 時まで)

保育園

夫婦の共働きなどで保育を必要とする家庭の子どもを保育しています。対象は生後57日目以降から小学校就学前までの乳幼児です。

問い合わせ：保育認定課

電話：047-436-2330

幼稚園

市内の幼稚園は私立幼稚園だけです。

幼稚園に入園ご希望の場合は、直接幼稚園にご相談ください。

問い合わせ：学務課

電話：047-436-2858

児童ホーム

0～18歳未満までを対象に、誰でも自由に遊べる、子どものための遊び場で、市内に21か所あります。各児童ホームでは、さまざまな教室、行事などが行われています。未就学児の利用は保護者の同伴が必要です。

開館時間：午前9時～午後5時

休館日：月曜日、祝日、休日、年末年始

※祝日、休日が月曜日の場合は翌日も休み

問い合わせ：地域子育て支援課

電話：047-436-2956

学校教育

日本の教育制度は、小学校6年間、中学校3年間、高等学校3年間、大学4年間となっています。このうち小学校・中学校の9年間の義務教育期間について、外国の学校に入学するお子

保育園

对双职工等需要保育的家庭提供孩子的保育服务。其对象是生后57天至学龄前婴幼儿。

问讯处：保育认定课

电话：047-436-2330

幼儿园

市内的幼儿园只有私立幼儿园。

希望进入幼儿园时，请直接向幼儿园咨询。

问讯处：学务课

电话：047-436-2858

儿童之家

以0～未满18岁的儿童为对象，任何人都可自由游玩，针对儿童的游戏场地，市内有21家。各儿童之家举办有各种各样的学习班、活动等。学龄前儿童必须由家长陪同。

开馆时间：上午9:00～下午5:00

闭馆日：星期一、节日、假日、年底年初

※节日、假日为星期一，次日也休息

问讯处：地区育儿支援课

电话：047-436-2956

学校教育

日本の教育制度为小学6年、初中3年、高中3年、大学4年。其中，关于小学、初中的9年为义务教育期，除了入读外国学校的孩子和在日本入读其他学校的孩子以外，居住住

在船桥市的外籍子女，请入读船桥市教育委员会指定的小学、初中。同时，上学的年级根据年龄决定。

问讯处：学务课

电话：047-436-2853

さんや日本でほかの学校に入学するお子さん以外の船橋市に住んでいる外国籍のお子さんは、船橋市教育委員会が指定する小学校・中学校に就学してください。なお、就学する学年は、年齢によって決められています。

問い合わせ：学務課

電話：047-436-2853

放学后教室

因家长有工作等，放学后家中无人照看的小学生儿童可在这里接受看护。

时间安排为：学校正常上课日的放学后至晚上7点，学校放假时为上午8点至晚上7点。

※ 星期日、节日、假日、年底年初休息。

问讯处：地区育儿支援课

电话：047-436-2319

放課後ルーム

保護者が就労等のため放課後に家庭で子どもだけになってしまう小学生をお預かりします。時間は学校のある日は授業終了後から午後7時まで、学校が休みの日は午前8時から午後7時までです。

※ 日曜日、祝日、休日、年末年始は休み

問い合わせ：地域子育て支援課

電話：047-436-2319

船之子教室（放学后儿童教室）

提供场所，有效使用小学的设施，让小学生有自主活动空间。

利用时间：学校上课日时从放学后至晚上5点，学校放假时上午9点至晚上5点。

※ 星期六、星期日、节日、假日、年底年初休息。

问讯处：教育总务课

电话：047-436-2805

船っ子教室（放課後子供教室）

小学校の施設を活用して、小学生たちが自主的な活動を行う居場所を提供します。

時間は学校のある日は授業終了後から午後5時まで、学校が休みの日は午前9時から午後5時までです。

※ 土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始は休み

問い合わせ：教育総務課

電話：047-436-2805

日常生活

日常生活

ごみの仕分け

市で集めるごみは、紙くず、生ごみなど市民の日常生活からでるもので、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ・ペットボトル、有価物、粗大ごみの5つに分けて分別収集しています。ごみの収集日時は、お住まいの地域やごみの分類によって異なります。分からないときは大家さんか、近所の人に聞くなどして確認してください。

問い合わせ：クリーン推進課

電話：047-436-2434

ごみの出し方や分別方法などの情報はホームページでも公開しています。

垃圾分类

市里收集的垃圾，是纸屑、含有水分的垃圾等市民日常生活排出的垃圾，分为可燃垃圾、不燃垃圾、资源垃圾与塑料瓶、有价物、大件垃圾5种分别收集。垃圾的收集日期因居住地区之不同、垃圾分类有所差异。有不明之处请向房东或附近的人们问询，请确认。

问讯处：清洁推进课

电话：047-436-2434

垃圾的分类方法和丢弃方法等信息在市政府官网上也有公开。



可燃垃圾、不可燃垃圾、资源垃圾・PET 塑料瓶、有价物、大件垃圾的分类表

(可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ・ペットボトル、有価物、粗大ごみの分類表)

可燃垃圾	厨房垃圾、纸屑、塑料・橡胶类・乙烯塑料类、皮革制品、木屑
不燃垃圾	陶瓷品类、玻璃类、伞、电灯泡・日光灯管、干电池、体温计、刀具类、针・图钉・安全刮胡刀、小型家电产品
资源垃圾、塑料瓶	塑料瓶(冷饮用、酒类用、酱油用)、空瓶、空罐、一升罐等各种罐子、喷雾剂罐、金属类、瓶盖
有价物	旧报纸、旧书、杂志、广告单、笔记本、明信片、旧衣服
大件垃圾	家具、家电产品、自行车等

智能手机用垃圾分类 APP

用智能手机可确认居住地区的垃圾收集日及检索垃圾分类方法的 APP “3R” 垃圾分类已上线。除了有通知收集日的功能外，还可对应



iPhone



Android

垃圾的倒出方法

可燃垃圾

长度约在 50cm 以内的可燃垃圾请装入市指定可燃垃圾用垃圾袋，倒到垃圾站。市指定垃圾袋可在便民店、超市、药妆店等处购入。厨房垃圾请沥干水后装入内袋等，避免内容物漏出。

收集时间

每周 2 次，分为白天或夜间的收集地区。白天收集地区为上午 8:30 以前倒出、夜间收集地区为晚上 7:30 以前倒出。

不燃垃圾

请装入市指定的不燃垃圾用垃圾袋，倒到垃圾收集站。不能装入的物品请作为大件垃圾倒出（伞除外）。干电池（装入透明袋内）及荧光灯管归为不燃垃圾，请放在收集站的边上。刀具类与碎玻璃等请用纸与胶带捆包等，进行防止危险的处理，并标明危险品（キケン）。

收集时间

每月 1 次，按地区确定收集日。请在上午 8:30 以前倒出。

スマートフォン用ごみ分別アプリ

お住まいの地域のごみ収集日の確認や、ごみの分別方法の検索ができるスマートフォン用のごみ分別アプリ「さんあ〜」を配信しています。収集日に通知ができる機能があるほか、英語、中国語にも対応しています。

ごみの出し方

可燃ごみ

おおむね 50cm 以内のもので、市指定可燃ごみ袋に入れて収集ステーションに出してください。市指定ごみ袋は、コンビニエンスストア、スーパー、ドラッグストアなどで購入できます。台所ごみは、水を切って内袋に入れるなど中身が漏れないようにしてください。

収集日時：週 2 回で、昼間または夜間の収集地区があります。昼間収集地区は午前 8 時 30 分、夜間収集地区は午後 7 時 30 分までに出してください。

不燃ごみ

市指定不燃ごみ袋に入れて収集ステーションに出してください。入らないものは粗大ごみで出してください（傘は除く）。乾電池（透明な袋に入れる）や蛍光管は不燃ごみと分け、ステーションの端に置いてください。刃物類や割れガラスなどは、紙やガムテープで巻くなどの、危険防止の処理をしてキケンと表示してください。

収集日時：毎月 1 回、地区ごとに収集日が決められています。午前 8 時 30 分までに出してください。

資源ごみ・ペットボトル

ごみ収集ステーションの回収袋にビン、カン、ペットボトルを分けて入れてください。

ビン：飲料・食品用・化粧品以外のビンや割れたビンは不燃ごみで出してください。

カン：スプレー缶やカセットボンベは、必ず中身を使い切ってから出してください。

ペットボトル：中をすすいでつぶしてから出してください。フタやラベルは可燃ごみで出してください。

収集日時：週1回、午前8時30分までに出してください。

有価物

古紙（新聞紙、雑誌、段ボール等）は種類別に縛って、古着、毛布は適当なビニール袋に入れて収集ステーションに出してください。雨天の場合は、古着、毛布は回収しません。

収集日時：週1回、午前8時30分までに出してください。

粗大ごみ

おおむね20ℓ以上の大きさのごみは、電話申込みによる戸別収集になります。1回に5点までで、次の申込みは7日後より受け付けます。申込みは、粗大ごみ受付センターに電話し、コンビニエンスストアなどで粗大ごみ処理券を購入し、粗大ごみに貼付します。

申込先：粗大ごみ受付センター（日本語のみ）

電話：047-457-4153

申込日時：月曜日～金曜日午前9時～午後4時（祝日・休日は

資源垃圾・塑料瓶

请将瓶、罐、塑料瓶分别放入垃圾收集站的回收袋。

瓶：食品用、饮料、化妆品的瓶和破损瓶请作为不可燃垃圾倒出。

罐：喷雾剂罐与盒式气罐请务必用完放空后丢弃。

塑料瓶：清洗干净，压瘪后倒出，盖子和标签作为可燃垃圾倒出。

收集时间

每周1次，请在上午8:30以前倒出。

有价物

旧纸（报纸、杂志、瓦楞纸等）按种类捆好，旧衣服、毛毯请适当装入塑料袋，倒到垃圾站。下雨天不回收旧衣服、毛毯。

收集时间

每周1次，请在上午8:30以前倒出。

大件垃圾

大致为20升以上大小的垃圾在电话预约后按户收集。每次，限5件以下，下一次申请在7日后才予以受理。预约请打电话给大件垃圾受理中心，在便利店等大件垃圾处理券销售店购买标贴，贴到大件垃圾上。

申请单位：大件垃圾受理中心（仅限日语）

电话：047-457-4153

预约时间：星期一～星期五的上午9点～下午4点。（节日、假日休息）

收集时间

请在指定收集日上午 8:30 以前倒出。

家电再利用

电视机、电冰箱・冰柜、空调、洗衣机、衣物烘干机，按法律规定有再利用义务，本市不予以收集。请委托家电销售店、垃圾处理企业或搬运到制造商指定的回收点进行处理。

问讯处：

- **船桥市一般废弃物协同组合**（委托经批准的垃圾处理商时）
电话：047-440-6601
- **家电再利用券中心**（关于家电再利用券）
电话：0120-319640
- **丸全京叶物流（株）**（制造商指定的回收点）
地址：船桥市潮见町 19-4
电话：047-431-4880

使用完毕的小型家电产品

关于促进资源再生化的小型家电产品，市内设置了 20 处回收箱，请协助将其扔至回收箱内。

回收品种如下，可放入投入口（15cm × 30cm）的物品。

【回收品种】

数码相机、摄像机、游戏机、HDD 录音机、电话・传真、随身听播放器、IC 录音机、电子书终端、车载导航、USB 存储器・硬盘、助听器、

休み）

收集日時：指定された収集日の午前 8 時 30 分までに出してください。

家電リサイクル

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機は法律でリサイクルが義務づけられ、市では収集しません。家電販売店、ごみ処理許可業者に依頼するか、メーカーの指定する引取場所へ持ち込んで処理します。

問い合わせ：

- **船橋市一般廃棄物協同組合**（ごみ処理許可業者に依頼する場合）
電話：047-440-6601
- **家電リサイクル券センター**（家電リサイクル券について）
電話：0120-319640
- **丸全京葉物流（株）**（メーカーの指定引取場所）
住所：潮見町 19-4
電話：047-431-4880

使用済み小型家電製品

再資源化を促進している小型家電製品については、市内 20 か所に回収ボックスを設置しておりますので、回収ボックスへの排出にご協力ください。

回収品目は下記のもので、投入口（15cm × 30cm）に入るものです。

【回収品目】

デジタルカメラ、ビデオカメラ、ゲーム機、HDD レコーダー、電話・FAX、携帯音楽プレーヤー、IC レコーダー、電子書

籍端末、カーナビ、USBメモリ・ハードディスク、補聴器、電卓・電子辞書、ヘアアイロン、ヘアードライヤー、電動歯ブラシ、電気カミソリ・電気バリカン、電子血圧計・電子体温計、ラジオ、ヘッドホン・イヤホン、時計、懐中電灯、電子付属品（コード類、ACアダプタ、充電器、リモコン等）

※個人情報 は 消去 して ください

【回収場所】

- ・市役所本庁舎（1階玄関付近）
- ・船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階）
- ・北部清掃工場（1階受付ロビー）
- ・浜町公民館
- ・宮本公民館
- ・東部公民館
- ・三田公民館
- ・葉台公民館
- ・北部公民館
- ・法典公民館
- ・葛飾公民館
- ・海老が作公民館
- ・高根台公民館
- ・夏見公民館
- ・西部公民館
- ・新高根公民館
- ・坪井公民館
- ・八木が谷公民館
- ・東図書館
- ・北図書館

パソコンリサイクル

家庭用パソコンは、メーカーにより回収・リサイクルされます。メーカーの窓口に直接申込んでください。

<対象機器>

デスクトップ型パソコン本体、

計算器・電子辞典、電巻棒、吹风机、電動牙刷、電動剃刀、電動剪毛器、電子血圧計・電子体温計、收音机、头戴式耳机・耳塞式耳机、钟表、手电筒、电子附属品（电源线、AC适配器、充电器、遥控器等）

※ 请去掉个人信息。

【回収地点】

- ・市政府本庁大楼（1楼玄关附近）
- ・船桥駅前综合窗口中心（Face大厦5楼）
- ・北部清扫工厂（1楼接待大厅）
- ・浜町公民館
- ・宮本公民館
- ・東部公民館
- ・三田公民館
- ・药圆台公民館
- ・北部公民館
- ・法典公民館
- ・葛飾公民館
- ・海老作公民館
- ・高根台公民館
- ・夏見公民館
- ・西部公民館
- ・新高根公民館
- ・坪井公民館
- ・八木谷公民館
- ・东图书馆
- ・北图书馆

电脑再利用

家用电脑由制造商负责回收・再利用。请直接向制造商的窗口申请。

<対象设备>

台式电脑主机、笔记本电脑、CRT 显示器（显象管式）、CRT 显示器一体式电脑、LCD 显示器（液晶型）、LCD 显示器一体式电脑

※2003 年 10 月之后出售的、贴有“PC 再利用标记”的电脑基本上不需额外花费回收・再资源化费。

※ 兼容机与制造商已破产、进口销售公司的产品等没有回收窗口的电脑，以“一般社団法人电脑 3R 推进协会”为回收窗口。

<一般社団法人电脑 3R 推进协会>

电话：03-5282-7685

URL：http://www.pc3r.jp

ノートブック型パソコン、CRT ディスプレイ（ブラウン管式）、CRT ディスプレイ一体型パソコン、LCD ディスプレイ（液晶型）、LCD ディスプレイ一体型パソコン

※ 2003 年 10 月以降に販売された、「P C リサイクルマーク」のあるパソコンは、回収・再資源化料金は基本的にかかりません

※自作パソコンやメーカーの倒産、輸入販売会社の製品など回収窓口のないパソコンは「一般社団法人パソコン 3R 推進協会」が窓口となります

<一般社団法人パソコン 3R 推進協会>

電話：03-5282-7685

URL：http://www.pc3r.jp

本市不予收集的物品

因搬家、大扫除等产生的大量垃圾、伴随事业活动产生的垃圾、本市不能处理的物品不予收集。请委托经批准的垃圾处理商进行处理。（均要收费）

<本市不能处理的垃圾>

家电再利用法的对象品种、电脑、摩托车（含 50cc 以下附发动机的自行车）、有毒的药品、农药与容器、污物・污泥、防火保险箱、浴缸、挥发性油（汽油、石油类挥发液、稀释剂）、煤油、涂料类、煤气罐、灭火器、轮胎、蓄电池、冲浪板、土、沙、石、混凝土块、砖头、大型木材、汽车零件、车顶行李箱、弹簧床垫、钢琴、风琴等（含电子类产品）、太阳能热水器、未解体的建筑设备（大型塑料）、强化塑料制体育用

市で収集しないもの

引っ越し、大掃除などで多量に出るごみ、事業活動に伴って出るごみ、市では処理できないごみは市で収集できません。ごみ処理許可業者などに依頼してください（いずれも有料）。

<市では処理できないごみ>

家電リサイクル法の対象品目、パソコン、オートバイ（50cc 以下の原動機付自転車を含む）、有毒性の薬品・農薬やその容器、汚物・污泥、耐火金庫、浴槽、揮発油（ガソリン・ベンジン・シンナー）、灯油、塗料類、ガスボンベ、消火器、タイヤ、バッテリー、サーフボード、土、砂、石、コンクリート、ブロック、大型木材、自動車部品、ルーフボックス、スプリングマットレス、ピアノ、オルガン等（電子

式のものを含む)、太陽熱温水器、解体してない建物設備(大型プラスチック)、強化プラスチック製スポーツ用品(トレーニングマシン等)その他処理できないもの

一般廃棄物協同組合 047-440-6601

駅周辺は自転車・原動機付自転車放置禁止

市内の駅周辺を自転車および原動機付自転車(50cc以下)の放置禁止区域に指定しています。この指定区域内に放置すると、強制的に保管場所へ移送します。なお、返還には料金がかかります。

また自転車・原動機付自転車を放置すると歩行者などの通行の妨げになるばかりでなく、火事などの際、緊急車両の通行の妨げとなり危険です。自転車・原動機付自転車を停めるときは駐輪場を利用しましょう。

駐輪場

自転車・原動機付自転車を停めるときは駐輪場を利用してください。

市営駐輪場の利用は月ぎめと日ぎめがあり、利用方法などが異なります。月ぎめの利用には申請が必要です。申請方法などの詳しいことは都市整備課にお問い合わせください。

問い合わせ：都市整備課

電話：047-436-2293

品(訓練设备等)、其他无法处理的物品等
一般废弃物協同組合 047-440-6601

车站周围禁止停放自行车・电动自行车

市内的车站周边为禁止停放自行车及轻便摩托车(50cc以下)区域。如在此区域停放自行车及轻便摩托车,将被强制移送到保管场所。

且,领车时需要支付费用。另外自行车・电动自行车放置不管时,不仅会妨碍行人通行,在发生火灾时,也会妨碍紧急车辆的通行,非常危险。在停放自行车和电动自行车时,请使用自行车停车场。

自行车停车场

在停放自行车和电动自行车时,请使用自行车停车场。

市营自行车停车场的利用分为月租和日租。利用方法等各不相同。月租利用需要申请。申请方法等详细请向都市整備课询问。

问讯处：都市整備課

电话：047-436-2293

骑自行车时

- ・买自行车时或领取自行车时, 请做好防盗登记。任何一家自行车销售店均可办理手续。
- ・骑自行车时, 请遵守规则。
- ・请购买自行车保险。因骑车让他人受伤时可能会花费较高。

问讯处：市民安全推进课

电话：047-436-2292

自転車に乗るとき

- ・自転車を買ったときやもらったときは、防犯登録をしましょう。どこの自転車販売店でも手続きできます。
- ・自転車に乗るときは、ルールを守ってください。
- ・自転車保険に入りましょう。自転車で他の人に怪我をさせると高いお金を払うことがあります。

問い合わせ：市民安全推進課

電話：047-436-2292

居住

市営住宅

船橋市管理の住宅。

原则上毎年4次募集入住者。募集時将在船桥宣传报和网页上通知。

可申请的人包括：拥有日本国籍者、或持有“永住者”“日本人的配偶者等”在留资格的外国人、特别永住者，同时在船桥市内进行了居民登记，一定期间内在此居住的人。另外还需要符合收入标准等。

问讯处：船桥市営住宅管理中心

电话：047-436-2040

住まい

市営住宅

船橋市が管理する住宅です。

入居者の募集は、原則年4回実施しています。募集の際は広報ふなばしや市ホームページでお知らせします。

申込みができる方は、日本国籍を有する者、または外国人で「永住者」「日本人的配偶者等」の在留資格を持つ者、特別永住者であり、かつ、船橋市内に住居登録のうえ一定の期間居住している方です。その他に収入基準等を満たしていることが必要です。

問い合わせ：船橋市営住宅管理センター

電話：047-436-2040

県営住宅

千叶県管理の住宅。

毎年4次募集入住者（4月、7月、10月、1月）。募集期內船桥市営住宅管理中心、船桥站前综合窗口中心、各办事处・联络所发放申

県営住宅

千葉県が管理する住宅です。

入居者の募集は、年4回（4月、7月、10月、1月）実施しています。募集期間中は船橋市営住宅管理センター、船橋駅前総合

窓口センター、各出張所・連絡所で申込書を配布します。

申込みができる方は、日本国籍を有する者、または在留期間が1年以上の在留資格を有しており、かつ、県内市町村に外国人登録をしている方です。その他に収入基準等を満たしていることが必要です。

問い合わせ：千葉県住宅供給公社

電話：043-222-9200

UR 賃貸住宅

UR 津田沼営業センター

電話：047-478-3711

その他

こんな電話に注意しましょう。

- ・ 税務署の職員のふりをして、「滞納（税金を払わないこと）がある。払わないと在留資格（日本に住むことができる資格）が取り消されるのでお金を払ってほしい」「還付金（返してもらえるお金）がある。ATMで受け取れるから手続きをしてほしい」
- ・ 市役所職員や銀行員のふりをして、口座番号などの個人情報を知ろうとする。
- ・ 警察官のふりをして、キャッシュカードを預かろうとする。

このような電話があったらすぐに相談してください。

電話 de 詐欺（振り込め詐欺）
相談ダイヤル電話 0120-494-506

請書。

可申請の人包括：拥有日本国籍者或在留资格拥有1年以上的在留期限，同时在县内市町村办理外国人登记的人。另外还需要符合收入标准等。

问讯处：千叶县住宅供给公社

电话：043-222-9200

UR 租赁住宅

UR 津田沼营业中心

电话：047-478-3711

其他

请注意此类电话。

- ・ 冒充税务署工作人员，声称“你有滞纳费用（未缴税金）。不缴纳的话将会取消在留资格（可居住在日本的资格），需要支付金钱”、或是“你有退还金（退款）。可在ATM上领取，需要办理手续”
- ・ 冒充市政府工作人员或银行工作人员，询问银行账号等个人信息。
- ・ 冒充警察，要求保管现金卡。

如果遇到此类电话请立即咨询。

电话诈骗（汇款诈骗）咨询热线电话

0120-494-506

公共设施

公共施設

文化施設

图书馆

借书需提供图书馆资料使用券（以下称使用券），希望借图书的人申领使用券。原则上以居住在市內、在职、上学的人及居住于邻市的人为对象。申领使用券时，请在图书馆及公民馆图书室等备好的申请书上填写必要事项，连同写明有住址、姓名、出生年月的资料（保险证、驾驶证等）一起提交。使用券可当场发给本人。使用券在4家图书馆、移动图书馆、16家公民馆图书室等、2处借阅返还窗口是通用的。一人一次可以借10册，期限为2周。西图书馆CD、北图书馆录像带、DVD等也都有收藏。（出借一人限两盘，期限1周）。另外，申请登录密码后可以通过互联网预约。（不在本市居住、工作、就学者不能预约。）

休馆日：每月月末一个星期一・图书整理期间（原则上为每月第2个星期四。与节假日、休息日重叠时为隔周的星期四）・特别图书整理期间・年底年初

开馆时间：星期一～星期五＝上午9:30～下午8:00
星期六・星期日・节日・假日＝上午9:30～下午5:00

文化施設

図書館

貸出には図書館資料利用券（以下利用券）が必要です。貸出を希望する方は利用券の交付を受けてください。原則として市内に在住、在勤、在学している方および近隣市在住の方が対象となります。利用券の申込みをする場合は、図書館および公民館図書室等に備えつけの申込書に必要事項を記入して、住所・氏名・生年月日がわかるもの（保険証・免許証など）と一緒に提示してください。その場で交付いたします。利用券は4図書館・移動図書館・16公民館図書室等・2貸出返却窓口共通です。1人10点、2週間借りられます。西図書館ではCD、北図書館では、ビデオテープ、DVD等も所蔵しています（貸出は1人2点まで、期間は1週間です）。また、パスワードを登録すればインターネットから予約もできます（在勤・在学でない市外の方は予約はできません）。

休館日：毎月最終月曜日・図書整理日（原則として毎月第2木曜日。祝日・休日と重なった場合は翌週の木曜日）・特別図書整理期間・年末年始

開館時間：月・火・水・木・金＝午前9時30分～午後8時
土・日・祝・休＝午前9時30分～午後5時



电脑用



智能手机用

市立図書館

図書館一覧表

名称	所在地	电话	最近の车站
西図書館	西船 1-20-50	431-4385	JR 线西船桥站、京成线西船站
中央図書館	本町 4-38-28	460-1311	JR、京成线船桥站
东図書館	习志野台 5-1-1	463-3611	新京成线习志野站・北习志野站、东叶高速线北习志野站
北図書館	二和东 5-26-1	448-4899	新京成线二和向台站

郷土資料館

この博物館は、年間を通して船橋市の考古・民俗・歴史などの資料を展示しています。

開館時間：午前9時～午後5時
(入館は午後4時30分まで)

休館日：月曜日、祝日・休日の翌日(土・日は除く)、年末年始

※5月3日～5月5日は開館

所在地：薬円台 4-25-19

電話：047-465-9680

プラネタリウム館

季節に応じた星空解説や映像番組のほか天体望遠鏡を使った天体観望などの催しも行っています。

乡土资料馆

该博物馆全年展出船桥市的考古、历史、民俗等相关资料。

开馆时间：上午9:00～下午5:00(入馆至下午4:30止)

休息日：星期一、节假日的次日(星期六・星期日除外)、年底年初

※5月3日～5月5日开馆

所在地：药圆台 4-25-19

电话：047-465-9680

天象仪馆

除了结合季节解说星空、播放节目外，还会举办使用天文望远镜观察天体等活动。

针对孩子投影：每周星期六・星期日上午 11:00

针对普通人投影：每周星期六・星期日下午
1:30、3:30

参观费：普通 500 日元、高中生 250 日元、
初中・小学生 120 日元，幼儿 60
日元（市内居住的中学生以下免费）

休馆日：每周星期一、节日、假日、年底年
初等

住 址：东町 834

电 话：047-422-7732

キッズ向け放映：每週土・日曜
日の午前 11 時

一般向け放映：每週土・日曜日
の午後 1 時 30 分、3 時 30 分

観覧料：一般 500 円、高校生
250 円、小中学生 120 円、幼児
60 円（市内在住の中学生以下
は無料）

休館日：月曜日、祝日、休日、
年末年始など

所在地：東町 834

電話：047-422-7732

飞之台遗迹公园博物馆

展出绳文时代早期遗迹“飞之台贝冢”与
市内绳文时代遗迹出土文物等的博物馆。室外
有按遗迹原样复原的历史遗迹公园。

开馆时间：上午 9:00 ~ 下午 5:00（入馆至下
午 4:30 止）

休馆日：星期一、节日、假日的次日（星期六、
星期日除外）、年底年初

入馆费：普通 110 日元、小学生 ~ 高中生
50 日元

※ 市内居住的中学生以下免费

住 址：海神 4-27-2

电 话：047-495-1325

飛ノ台史跡公園博物館

縄文時代早期の遺跡「飛ノ台
貝塚」や市内の縄文時代の遺跡
の出土品等を展示した博物館で
す。屋外には遺構を復元した史
跡公園があります。

開館時間：午前 9 時 ~ 午後 5 時
（入館は午後 4 時 30 分まで）

休館日：月曜日、祝日・休日の
翌日（土・日は除く）、年末年
始

入館料：一般 110 円、小学生 ~
高校生 50 円

※ 市内在住の中学生以下は無料

所在地：海神 4-27-2

電話：047-495-1325

スポーツ施設

体育施設

下記の公共スポーツ施設は利用にあたって登録が必要です。

市内有如下公共体育施設，请各位利用。利用时需要登记。

名称	所在地 / 电话	主要设施
运动公园	夏见台 6-4-1 047-438-4461	棒球场、体育场、网球场、体育馆、弓道场、游泳池、自由运动场、飞碟、高尔夫场 休园日：12月29日～1月3日
综合体育馆（船桥 Arena）	习志野台 7-5-1 047-461-5611	主赛场、分赛场、室内温水游泳池、乒乓球室、弓道场、健身房等 休园日：12月29日～1月3日
法典公园（格拉斯波）	藤原 5-9-10 047-438-3500	网球场、球场、多功能广场其他 休园日：12月29日～1月3日
若松公园	若松 3-4-1 047-436-2910 (生涯体育运动课)	棒球场、网球场 休园日：12月29日～1月3日 ※有临时休园日
高濑町街区运动广场	高濑町 56 047-436-2910 (生涯体育运动课)	棒球场、球场 休园日：12月29日～1月3日 ※有临时休园日
大穴街区运动广场	大穴町 644-18 047-436-2910 (生涯体育运动课)	大穴运动设施委员会事務局（团体用受理专用 FAX）047-469-0512 多功能草坪广场、停车场 36 车位 (团体利用需要事先申请)
丰富街区运动广场	丰富町 1456-1 047-436-2910 (生涯体育运动课)	少年用球场 休园日：12月29日～1月3日 ※有临时休园日
武道中心	市场 1-3-1 047-436-2910 (生涯体育运动课)	相扑场、武道场 休园日：12月29日～1月3日 ※有临时休园日
高根木户近邻公园	高根台 5-3-1 047-436-2910 (生涯体育运动课)	网球场 休园日：12月29日～1月3日 ※有临时休园日

名称	所在地 / 电话	主要设施
北习志野近邻公园	习志野台 3-4-1 047-436-2910 (生涯体育运动课)	网球场 休园日：12月29日～1月3日 ※有临时休园日
行田运动公园	行田 2-11-1 047-436-2910 (生涯体育运动课)	可进行少年棒球、垒球、橄榄球、足球、平地高尔夫等的多功能广场 休园日：12月29日～1月3日
高濑下水处理场 上部运动公园	高濑町 56 番地 1 047-436-2910 (生涯体育运动课)	能进行足球、平地高尔夫、标签橄榄球等的多功能广场 休园日：12月29日～1月3日
藤原街区运动广场	藤原 7-37 047-436-2910 (生涯体育运动课)	少年棒球场 休园日：12月29日～1月3日 ※有临时休园日

利用登记：

生涯体育运动课 上午 9:00～下午 5:00 (仅限工作日)

体育设施管理事务所 上午 9:00～下午 7:00

武道中心 上午 9:00～下午 5:00

综合体育馆 上午 9:00～下午 7:00

法典公园 上午 9:00～下午 5:00

游泳池使用费

◇运动公园游泳池

7月中旬至9月上旬 (3小时)

普通・・・910 日元

高中生・・・450 日元

小学・初中生・・・220 日元

プール使用料

◇運動公園プール

7月中旬から9月上旬 (3時間)

一般・・・910 円

高校生・・・450 円

小・中学生・・・220 円

◇船桥综合体育馆 (船桥 Arena)

温水游泳池费用 (2小时)

一般・・・490 日元

学生・・・300 日元

小学・初中生・・・150 日元

◇船橋アリーナ

温水プール料金 (2時間)

一般・・・490 円

学生・・・300 円

小・中学生・・・150 円

コミュニティ施設

市民文化ホール

施設：ホール（1,000席）、楽屋、リハーサル室

用途：コンサート、演劇、映画会、講演会、舞踊発表会等

開館時間：午前9時～午後10時（月曜日・年末年始休館※月曜日が祝日の場合は閉館）

窓口受付時間：午前9時～午後5時

所在地：本町 2-2-5

電話：047-434-5555

市民文化創造館（きららホール）

施設：ホール（264席）、控室

用途：コンサート、ピアノ発表会、演劇、映画会、講演会等

開館時間：午前9時～午後10時（最終月曜日・年末年始休館）

窓口受付時間：平日午前9時～午後8時 ※土曜日、日曜日、祝日の受付は午後5時まで

所在地：本町 1-3-1 フェイスビル 6階

電話：047-423-7261

勤労市民センター

勤労者をはじめ、市民の皆さんの文化・教養・健康の増進やコミュニケーションづくりの場として、会議室、和室、ホール、トレーニングルーム、展示室などの施設があります。

開館時間：午前9時～午後9時
窓口受付時間：午前9時～午後7時

休館日：月曜日・年末年始

所在地：本町 4-19-6

電話：047-425-2551

社区施設

市民文化礼堂

施設：礼堂（1,000席）、后台、排练室

用途：音乐会、戏剧、电影会、講演会、舞蹈汇报演出会等

开馆时间：上午 9:00～下午 10:00（星期一、年底年初休馆 ※星期一为节假日时开馆）

窗口受理时间：上午 9:00～下午 5:00

所在地：本町 2-2-5

电话：047-434-5555

市民文化创造馆（Kirara Hall）

施設：礼堂（264席）、休息室

用途：音乐会、钢琴汇报演出、戏剧、电影会、演讲会等

开馆时间：上午 9:00～下午 10:00（最后一个星期一、年底年初休馆）

窗口受理时间：工作日上午 9:00～下午 8:00

※星期六、星期日、节日的受理到下午 5:00 结束。

所在地：本町 1-3-1 Face 大厦 6 楼

电话：047-423-7261

勤労市民中心

是劳动者及各位市民加深文化、教养、增进健康和交流的场所，内有会议室、日式房间、礼堂、健身房和展室等设施。

开馆时间：上午 9:00～下午 9:00

窗口受理时间：上午 9:00～下午 7:00

休息日：星期一、年底年初

所在地：本町 4-19-6

电话：047-425-2551

三山市民中心

为了推进社区居民的互动交流和社区活动，设有多功能厅、会议室、音乐室、视听室、日式房间、料理室等设施。

开馆时间：上午 9:00 ~ 下午 9:30（每月第 2 个星期六、年末年初休馆）

所在地：三山 8-19-1（三山联络所）

电 话：047-423-7261

三山市民センター

地域住民のふれあいとコミュニティ活動の推進を図る場として、多目的ホール、会議室、音楽室、視聴覚室、和室、調理室などの施設があります。

開館時間：午前 9 時 ~ 午後 9 時 30 分（毎月第 2 土曜日・年末年始休館）

所在地：三山 8-19-1（三山連絡所）

電話：047-473-3100

青少年会館

设 施：学习室、烹饪实习室、集会室、日式房间、美术工艺室、音乐室、会议室、体育馆、娱乐广场

开馆时间：上午 9:00 ~ 下午 9:00

休 馆 日：星期一、节日、假日的次日、年底年初

所 在 地：若松 3-3-4

电 话：047-434-5891

青少年会館

施設：学習室、調理実習室、集会室、和室、美術工芸室、音楽室、会議室、体育館、レクリエーション広場

開館時間：午前 9 時 ~ 午後 9 時
休館日：月曜日、祝休日の翌日、年末年始

所在地：若松 3-3-4

電話：047-434-5891

公民館

市内有 26 所公民馆，开设各种教室和讲座，协助各位市民开展文化、体育、娱乐活动。

开馆时间：上午 9:00 ~ 下午 9:30

休 息 日：原则上为每月最后一个星期一、节日、假日、年底年初

公民館

市内に 26 の公民館があり、いろいろな教室や講座を開設、市民の皆さんの文化活動やスポーツ・レクリエーション活動をお手伝いしています。

開館時間：午前 9 時 ~ 午後 9 時 30 分

休館日：原則毎月最終月曜日・祝日・休日・年末年始

公民馆

公民館一覧表

馆名	所在地	电话号码
中央	本町 2-2-5	047-434-5551
滨町	滨町 2-1-15	047-434-1405
宫本	宫本 6-18-1	047-424-9840
海神	海神 6-3-36	047-420-1001
东部	前原西 2-21-21	047-477-7171
三田	田喜野井 2-24-2	047-477-2961
习志野台	习志野台 5-1-1	047-463-2231
饭山满	饭山满町 1-950-3	047-424-4311
药圆台	药圆台 5-18-1	047-469-4535
西部	本中山 1-6-6	047-333-5415
法典	藤原 7-33-7	047-438-3203
丸山	丸山 5-19-6	047-439-0118
冢田	前贝冢町 601-1	047-438-2610
葛饰	西船 3-6-25-201	047-437-5072
北部	丰富町 4	047-457-0433
二和	二和东 5-26-1	047-447-3200
海老作	大穴南 3-19-1	047-464-8232
小室	小室町 3308	047-457-5144
八木谷	八木谷 2-14-6	047-448-5030
三咲	三咲 3-5-10	047-448-3291
松丘	松丘 4-32-2	047-468-3750
坪井	坪井町 1371	047-402-0271
高根台	高根台 1-2-5	047-461-7061
夏见	夏见 2-29-1	047-423-5119
高根	高根町 2885-3	047-438-4112
新高根	新高根 1-12-9	047-469-4944

发生灾难时，公民馆作为避难所对所有人开放

公园

船桥安徒生公园

洋溢着安徒生童话故事情趣、面积约38公顷公顷的公园内，有淘气王国、童话山丘、儿童美术馆、自然体验、花之城5个区域。



开园时间：上午9:30～下午4:00（随季节变化）

休息日：星期一（节日、假日开园）、年底年初

※有临时休园日

入园费：儿童（4岁以上）100日元、中小
学生200日元、高中生600日元（出
示学生证）、普通900日元

所在地：金堀町525

电话：047-457-6627

船桥三番瀬海滨公园

公园内有可眺望大海的草坪广场，除春季可捞贝类外，还有户外烧烤、网球场、棒球场，四季均可尽情游玩。

开园时间：上午9:00～下午5:00

休息日：年底年初

所在地：潮见町40

电话：047-435-0828

船桥三番瀬环境学习馆

在体验三番瀬魅力的同时，快乐地学习三番瀬和环境的相关知识。

开馆时间：上午9点～下午5点

闭馆日：每周星期一（与节假日・休息日重

公園

ふなばしアンデルセン公園

アンデルセン童話の精神を生かした約38ヘクタールの公園内には、ワンパク王国、メルヘンの丘、子ども美術館、自然体験、花の城の5つのゾーンがあります。

開園時間：午前9時30分～午後4時（季節により変動あり）

休園日：月曜日（祝・休日は開園）・年末年始 ※臨時休園あり

入園料：幼児（4歳以上）100円、小・中学生200円、高校生（生徒証提示）600円、一般900円

所在地：金堀町525

電話：047-457-6627

ふなばし三番瀬海滨公園

海に見える芝生広場、春の潮干狩りのほか、バーベキュー、テニス、野球などを四季を通じて楽しめる公園です。

開園時間：午前9時～午後5時

休園日：年末年始

所在地：潮見町40

電話：047-435-0828

ふなばし三番瀬環境学習館

三番瀬の魅力を感じながら三番瀬や環境について家族や友人と楽しく学べます

開館時間：午前9時～午後5時

休館日：月曜日（祝日・休日と

重なった場合は次の平日)、年末年始

※ただし春・夏休み期間は開館
利用料金：一般 400 円、高校生 200 円、小学生・中学生 100 円
※市内在住・在学の小・中学生、未就学児は無料

駐車料金：普通車 500 円、大型車 2,200 円

所在地：潮見町 40（ふなばし三番瀬海浜公園内）

電話：047-435-7711

青少年キャンプ場

設備：テントサイト、ファイヤー場、炊事場等

休場日：年末年始

問い合わせ：青少年課

所在地：大神保町 594

電話：047-436-2903

叠时为下一工作日)、年底年初

※ 但春假・暑假期间开馆

利用 费：普通 400 日元、高中生 200 日元、小学生・初中生 100 日元 ※ 在市内居住・上学的小学・初中生、未上学儿童免费

停车费用：普通车 500 日元、大型（含面包车）2200 日元

所 在 地：船桥市潮见町 40（船桥三番瀬海浜公園内）

电 话：047-435-7711

青少年露营地

设 备：帐篷区域、营火区、野外炊事场等

闭 馆 日：年底年初

问 讯 处：青少年課

所 在 地：大神保町 594

电 话：047-436-2903

面向居住在船桥的外国人咨询窗口

船橋に住む外国人のための相談窓口

贴心热线

对应语言：日语、英语、中文、韩国语、泰语、他加禄语、西班牙语、葡萄牙语、越南语、尼泊尔语、印度尼西亚语

咨询时间：每天上午 10:00 ~ 晚上 10:00

※ 各语言不同

※ 不同语言需要事先预约

电 话：0120-279-338

※ 听到语音后请按数字键 2。

よりそいホットライン

対応言語：日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、タイ語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語

相談日時：毎日午前 10 時 ~ 午後 10 時

※ 言語により異なります

※ 言語により事前予約が必要です

電話：0120-279-338

※ アナウンスが流れたら 2 を押してください

千叶县外国人咨询

对应语言：英语、中文、韩国语、泰语、尼泊尔语、印地语、他加禄语、西班牙语、葡萄牙语、越南语、俄语、印度尼西亚语

咨询时间：星期一 ~ 星期五 上午 9:00 ~ 12:00、下午 1:00 ~ 4:00

电 话：043-297-2966

千葉県外国人相談

対応言語：英語、中国語、韓国語、タイ語、ネパール語、ヒンディー語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ロシア語、インドネシア語

相談日時：月 ~ 金曜日の午前 9 時 ~ 正午と午後 1 時 ~ 4 時

電話：043-297-2966

千叶国际会议办事处免费法律咨询

对应语言：日语（有口译服务。请在 10 天前申请）

咨询时间：每月的第一个星期一（原则）下午 1:00 ~ 4:00（预约制）

所 在 地：千叶市美滨区中瀬 2-6
WBG 马利布伊斯托 14 层

电 话：043-297-0245

ちば国際コンベンションビューロー無料法律相談

対応言語：日本語（通訳あり。申込みは 10 日前まで）

相談日時：毎月第 1 月曜日（原則）の午後 1 時 ~ 4 時（予約制）

所在地：千葉市美滨区中瀬 2-6WBG マリブイースト 14 階
電話：043-297-0245

**千葉県警察本部相談サポート
コーナー**

電話：043-227-9110

または# 9110

相談日時：月～金曜日 午前8
時30分～午後5時15分（祝休
日除く）

**東京出入国在留管理局・千葉
出張所**

相談日時：月～金曜日 午前9
時～午後3時

所在地：千葉市中央区千葉港
2-1 千葉中央コミュニティーセン
ター内

電話：043-242-6597

国際郵便案内サービス

対応言語：英語

相談日時：月～金曜日の午前8
時～午後9時、土・日・祝日の
午前9時～午後9時

電話：0570-046-111（英語受付
専用）

JR East Infoline = JR 情報

対応言語：英語、中国語、韓国
語

電話：050-2016-1603

相談日時：午前10時～午後6
時（年末年始を除く）

**東京入国管理局外国人在留総合
インフォメーションセンター**

対応言語：日本語、英語、韓国
語、中国語、スペイン語等

相談日時：月～金曜日の午前8
時30分～午後5時15分

電話：0570-013904、

03-5796-7112（IP、PHS、海外）

千叶县警察本部咨询支援处

电 话：043-227-9110 或 #9110

咨询时间：星期一～星期五 上午 8:30～下午
5:15（节假日休息日除外）

东京出入境在留管理局・千叶办事处

咨询时间：日语・英语：星期一～星期五 上
午 9:00～下午 3:00

所 在 地：千叶市中央区千叶港 2-1 千叶中央
社区中心

电 话：043-242-6597

国际邮递介绍服务

(POSTAL SERVICES INFORMATION)

对应语言：英语

咨询时间：星期一～星期五 上午 8:00～下午
9:00、星期六・星期日・节假日 上
午 9:00～下午 9:00

电 话：0570-046-111（仅限英语）

JR East Infoline = JR 信息

对应语言：英语、中文、韩国语

电 话：050-2016-1603

咨询时间：上午 10:00～下午 6:00（年底年初除
外）

东京入国管理局外国人居留综合交流中心

对应语言：日语、英语、韩语、中文、西班牙语等

咨询时间：星期一～星期五的上午 8:30～下午
5:15

电 话：0570-013904、03-5796-7112（IP、
PHS、海外）

船桥 HELLOWORK (船桥公共职业介绍所)

由国家运营，主要进行职业介绍事业。

办公时间：上午8点30分～下午5点15分(星期六、星期日、节假日及年底年初除外)

所在地：湊町 2-10-17 (第一庁舎)

电话：047-431-8287

ハローワークふなばし (船橋公共職業安定所)

国によって運営されており、主に職業紹介事業を行っています。

開庁時間：午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

所在地：湊町 2-10-17 (第一庁舎)
電話：047-431-8287

县自来水客户中心

关于县营自来水的手续和咨询

对应语言：日语、英语

※ 请按“1”并告知希望英语对应

咨询时间：星期一～星期五 上午8:45～下午6:00

星期六上午8:45～下午5:00
(星期日、节假日、年末年初除外)

电话：0570-001-245

県水お客様センター

県営水道に関する手続きや相談

対応言語：日本語・英語

※「1」を押して英語対応希望と伝えてください

相談日時：月～金曜日 午前8時45分～午後6時

土曜日午前8時45分～午後5時

(日曜日、祝日、年末年始を除く)
電話：0570-001-245

外国人在留支援中心

关于出入境、在留等手续的咨询

预约专用热线：03-5363-3025

外国人在留支援センター

出入国・在留等の手続きについての相談

予約専用ダイヤル：03-5363-3025

国際交流

国際交流

船橋市は1986年11月7日に米国・ハイワード市と、1989年4月6日にデンマーク・オーデンセ市と姉妹都市提携を行いました。また、1994年11月2日に中国・西安市と友好都市提携を行いました。

国際交流課は、市の国際交流の窓口として広く市民に船橋の国際交流を紹介するとともに、船橋市国際交流協会やボランティアの協力を得て、各種交流事業や外国人住民との多文化共生に向けた取り組みを行っています。

問い合わせ：国際交流課

電話：047-436-2083

船橋市于1986年11月7日与美国海沃德市、1989年4月6日与丹麦欧登塞市缔结了姐妹城市关系。1994年11月2日，又与中国西安市缔结了友好城市关系。

国際交流課作为市国际交流的窗口，向市民广为介绍船桥的国际交流，在船桥市国际交流协会和国际友好志愿人士的协助下，开展各种交流事业并针对和外国居民的多文化交流活动开展措施。

问讯处：国際交流課

电话：047-436-2083



主要大使馆的电话号码

主な大使館の電話番号

美利坚合众国大使馆

邮编 107-8420 港区赤坂 1-10-5

电话：03-3224-5000

大韩民国大使馆

邮编 106-0047 港区南麻布 1-2-5

电话：03-3452-7611

中华人民共和国大使馆

邮编 106-0046 港区元麻布 3-4-33

电话：03-3403-3388

巴西联邦共和国大使馆

邮编 107-8633 港区北青山 2-11-12

电话：03-3404-5211

泰国大使馆

邮编 141-0021 品川区上大崎 3-14-6

电话：03-5789-2433

菲律宾共和国大使馆

邮编 106-8537 港区六本木 5-15-5

电话：03-5562-1600

尼泊尔王国大使馆

邮编 153-0064 目黒区下目黒 6-20-28

电话：03-3713-6241

越南社会主义共和国大使馆

邮编 151-0062 涩谷区元代代木町 50-11

电话：03-3466-3311

秘鲁共和国大使馆

邮编 150-0012 涩谷区广尾 2-3-1

电话：03-3406-4243

丹麦王国大使馆

邮编 150-0033 涩谷区猿乐町 29-6

电话：03-3496-3001

アメリカ合衆国大使館

〒 107-8420 港区赤坂 1-10-5

電話：03-3224-5000

大韓民国大使館

〒 106-0047 港区南麻布 1-2-5

電話：03-3452-7611

中華人民共和国大使館

〒 106-0046 港区元麻布 3-4-33

電話：03-3403-3388

ブラジル連邦共和国大使館

〒 107-8633 港区北青山 2-11-12

電話：03-3404-5211

タイ王国大使館

〒 141-0021 品川区上大崎 3-14-6

電話：03-5789-2433

フィリピン共和国大使館

〒 106-8537 港区六本木 5-15-5

電話：03-5562-1600

ネパール連邦民主共和国大使館

〒 153-0064 目黒区下目黒 6-20-28

電話：03-3713-6241

ベトナム社会主義共和国大使館

〒 151-0062 渋谷区元代々木町 50-11

電話：03-3466-3311

ペルー共和国大使館

〒 150-0012 渋谷区広尾 2-3-1

電話：03-3406-4243

デンマーク王国大使館

〒 150-0033 渋谷区猿楽町 29-6

電話：03-3496-3001

発行日／2022年2月

规划发行／船桥市政府市长办公室广报课

邮编 273-8501 千叶县船桥市湊町2丁目10番25号

电话 047-436-2111

発行日／2022年2月

企画・発行／船桥市役所市长公室広報課

〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号

電話 047-436-2111